

発 言 者	議 事
議 長	〔 1 2 月 1 1 日 〕
議 長	皆さんおはようございます。（ 1 0 : 0 0 ）
議 長	ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、令和元年第 4 回厚沢部町議会定例会を開会します。
議 長	これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
議 長	会議録署名議員は会議規則第 1 1 8 条の規定により、1 番 中山俊勝議員、7 番 上戸昌行議員の 2 名を指名します。
議 長	日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議 長	日程第 4 会期の決定について議題とします。
議 長	お諮りします。本定例会の会期並びに議会運営については、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。
議 長	委員長の報告を求めます。
議 長 議会運営委員長	中山委員長 議会運営委員会委員長報告を申し上げます。去る 1 2 月 5 日午前 1 0 時 0 0 分、議会運営委員会

	<p>を開催しました。本日をもって招集されました令和元年第4回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から12月13日までの3日間とすることに決定しましたので、報告します。</p> <p>次に、一般質問については、2人の通告がありました。</p> <p>意見書案については、お手元に配布のとおり、提出することにしましたので、御賛同よろしくお願いいたします。あらかじめ関係資料を付けて御覧いただいておりますので、一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することといたします。</p> <p>提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。</p>
議	<p>長 お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から12月13日までの3日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの3日間と決定しました。</p>
議	<p>長 提出案件は、補正予算案5件、条例の一部改正案4件、条例の制定案4件、町有地の処分案1件、人事案1件、選挙1件、意見書案2件、報告1件、議員の派遣について1件の計20件であります。</p>
議	<p>長 町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>町長</p>

町 長	<p>令和元年第4回、厚沢部町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。</p> <p>早いもので、本年も残すところ、あと20日となりました。今年も全国各地で自然災害に見舞われた年でした。特に、台風15、19号が日本へ上陸し、関東、東北地方に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方々、いまだ避難生活を余儀なくされている方々には、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧を願っております。</p> <p>本町におきましては、幸いにも大きな災害はなく、安堵しておりますが、いつ起こりうるかわからない自然災害の脅威を思い知らされました。日ごろからの防災意識と災害に対しての心構えが重要であると再認識したところでもあります。来年は、天候に恵まれ、穏やかで、農業にあっては、豊穰の秋となることを願っております。</p> <p>政府は、消費税10パーセントへの引き上げに伴う景気対策として、食料品を対象とする軽減税率やキャッシュレス決済による5パーセントのポイント還元や低所得者、3歳未満の子がいる家庭に対してプレミアム商品券を発行し、景気の落ち込みを防ぐ政策を実施しているところであります。キャッシュレス決済は、利用が想定を上回っているようですが、低所得者向けのプレミアム商品券は、申請が低迷しているようであります。税収が上積みされる一方、歳出では景気対策や社会保障費が増額となり、国の財政難は続くものと推察するところであります。</p> <p>また、米中の貿易摩擦や日韓関係から日本経済への影響が出始めており、日米貿易協定による農業への影響も懸念されているところであります。持続可能な財政運営も含め、政府のしっかりとした対応を期待しております。</p>
--------	--

さて、先月、北海道新幹線、渡島トンネル上二股工事の安全祈願祭へ参列いたしました。鉄道運輸機構から札幌延伸までトンネル39工区のうち27工区に着手したとの報告がありました。2030年札幌開業まで順調に安全に工事が進められることを願うものであります。新函館北斗駅開業から4年目となりますが、道南の主要観光施設の利用客が、頭打ちとなっている中で、本町の道の駅の利用者数、販売額ともに順調で、11月末時点で8万8千人に達し、販売額は、1億1千万円超え、ともに対前年比約2パーセントの増となっております。来年度には駐車場の拡充やトイレの新設工事を進める予定であり、さらなる利用者獲得と販売額の増を目指し、物販や飲食スペースなどを含めた道の駅の拡充を進めたいと、このように考えているところであります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案5件、条例の一部改正案4件、条例の制定案4件、町有地の処分案1件、人事案1件の計15件であります。なお、補正予算案は各会計とも、人事院勧告を考慮した給料及び手当等の補正を提案しております。

議案第1号の令和元年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、3千184万2千円を追加し、予算の総額を43億715万1千円とするものであります。事務事業の確定と、今後の所要見込み額を勘案し、各項目の増減調整を図っております。主なるものは、総務費では、旧鶉保育所トイレ等改修工事費。民生費では、高齢者等生活支援業務委託料、重度心身障害者医療費扶助費であります。衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金の減額。農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額、町有林撫育管理枝打事業委託料。商工費では、重点道の駅駐車場整備工事費。公債費では、長期借入金元利償還金であります。

議案第2号の令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、26万9千円を減額し、予算の総額を5億7千300万6千円とするもので、人事異動に伴う人件費の減額、社会保障・税番号制度システム整備委託料の増額であります。

議案第3号の令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定について6千円を追加し、予算の総額を6億4千773万5千円とするもので、職員の人件費であります。

議案第4号の令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、4千333万2千円を減額し、予算の総額を2億8千977万7千円とするもので、簡易水道施設整備事業費負担金であります。

議案第5号の令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、585万6千円を減額し、予算の総額を1億6千562万8千円とするもので、機能強化対策事業関連経費であります。

議案第6号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき職員の手当を改正しようとするに伴い、一部を改正するものであります。

議案第8号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき、職員の給料及び手当の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号の厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、議案第10

号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、それぞれ条例整備をしようとするものであります。

議案第11号の町有施設の使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、消費税増税に伴う各施設の使用料金の見直しによる関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第12号の手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近隣町と大きく乖離する各種手数料の見直しにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、資格、職種、業務等から一律に排除しないよう各制度の適正化の見直しに伴い、整備条例を制定しようとするものであります。

議案第14号の町有地の処分につきましては、旧館中学校グラウンド用地等について、株式会社細畑林業と譲渡契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることにつきましては、所定の任期が満了することから、その推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、副町長、

<p>議 議 議 山 崎 議 員</p>	<p>関係課長に説明に当たりますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>日程第5 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。</p> <p>発言の順序は受付順とします。それでは最初に2番山崎孝議員。</p> <p>2番、山崎議員</p> <p>皆さんおはようございます。議長の許可を頂きましたので、2点について質問をいたします。</p> <p>令和という新しい時代に入りまして令和1年も残すところ20日になりました。今年を振り返りますと多くの自然災害の発生がありました。台風も多く、農水省の見方では台風15号、19号、21号での最新の被害額としまして、これ12月5日の時点ではありますが、北海道は抜けておりますけれども、38府県での報告としまして農林水産関係の被害額が3千9百億円にもなるという、そういう新聞報道がありました。その被害が今後も増えるだろうという、そういう見方のようであります。被災された皆さん方には心からのお見舞いを申し上げます。そして、早い復興、農業の方々には再生産できる体制が1日も早くできますよう祈念申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、質問に入ります。質問1番目としましては、国営相和地区農地開発事業受益者負担金の納付実態と方向についてであります。そして、その具体策案としまして、厚沢部町国営土地改良事業負担金等徴収条例制定の背景について。2番目としましては、延滞金徴収条例の執行に係る認識についてであります。国営相和地区農地開発事業は昭和48年に事業が開始されまして、平成8年までの23年間の期間を要して事業は完成をいたしました。山林を開墾し、畑地を772ヘクタール造成し、受益者農家は94戸、総事業費は88億円、受益農家の償還金総額は最終</p>
----------------------------------	---

<p>議 町</p> <p>長</p> <p>長</p>	<p>的には8億円となりまして、平成9年より償還が開始されました。なお、平成9年は国営土地改良事業費負担金等徴収条例が制定されまして、平成9年から平成23年までの15年間を償還期限と定めたわけでありまして、国営事業は本来、受益者が負担金を支払い、それを町が納付することが建前ではありますが、それが困難になった場合は、自治体が負担する制度になっているわけでありまして、このために、納付が困難な受益者に代わって一時的に一般財源から町が持ち出しをして、納付を完了させました。その結果、平成30年末では2億3,004万9,321円の滞納繰越額が発生をしたこととあります。事業開始から46年経過しました。受益者の環境は、受益者の死亡、高齢化、営農中止等などありまして極めて困難な状況下にあり、今後の負担金納付が大変懸念されるわけでありまして、受益者の負担金納付の現状と今後の見通し、それから条例制定についての町長の所見を伺いたいと思います。</p> <p>町長</p> <p>山崎議員の、1問目の国営相和地区農地開発事業受益者負担金の納付実態と方向と、こういうこととございます。</p> <p>事業の経過については山崎議員からご質問いただいたとおり、昭和48年度にこの当初計画が決定され、昭和53年と昭和61年、2回の計画変更を経て事業が完了したものであります。</p> <p>事業開始直後は、牧草畑造成畑ということで、これを主体とした事業でありましたけれども、この時代の変遷に伴って、酪農から畑作への経営転換を図るべく、改良山成工の導入、さらには近傍未利用地の新規造成希望を取り込んだ、そういうふうな計画変更となりました。</p> <p>最終的には普通畑の造成が大半を占める状況となりまして、事業費は当初計画の8億4,00</p>
------------------------------	---

0万円に対して、最終的には88億円と大幅な増額となっています。

ご質問の中での1点目、受益者負担金の納付実態と方向ということでございますが、負担金についてはご質問のとおり、平成9年度から15年間に分割して、94名で総額7億1,219万円を賦課しておるところであります。最終年の平成23年度末にまでには、4億2,394万円が納付されまして、66名の方が完納されたと。その一方で、28名で2億8,825万円の未納が発生しておりますが、その後、催告や差押等によりまして28名の未納者は現在13名まで減少しました。本年度当初の滞納額は2億3004万円であります。本年度の納入は、収入済額が約1,985万円、今月末の収入が約1,439万円、合計3,424万円の収入が確定しております。

また本年度中の定期納付見込みが概ね350万円ありまして、年度末までの合計は、3,700万円の納付を見込んでおりました。差し引きしますと年度末の滞納額は1億9,200万円台の見込みであります。

更に、現在、任意売却等によりまして不動産処分の交渉を進めているものが2件ありました。年度内の収入となった場合、最大1,400万円程度の収入が見込めるわけであります。

次に2点目の厚沢部町土地改良事業負担金等徴収条例の背景ということですが、国営土地改良事業第90条では、国は都道府県にその事業に要する費用の一部を負担させることができるというふうな条文があります。その同法第90条第5項の規定では、都道府県は市町村に対し、負担金を負担させることができる。さらには、同法第90条第6項の規定では、市町村は条例で負担金を徴収することができる。というふうな、このような条例から順に町村の徴収までの

段階が規定されております。この土地改良法の規定に基づきまして、負担金徴収前の平成9年3月に、厚沢部町国営土地改良事業負担金等徴収条例を制定しておるところでございます。

次に3点目の延滞金徴収条例の執行に係る認識についてでございますが、延滞金は負担金徴収条例第6条の規定に基づきまして、厚沢部町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の例によります。こういう条例の例によるというふうになっております。原則的には、納期限までに完納しない者に対しては延滞金を請求する決まりとなっております。ただし、負担金徴収条例第7条においてはやむを得ない事情があると認める場合には延滞金を減免、若しくは徴収を猶予できる、こういうふうな緩和条文もあるわけです。延滞金の減免については議論があるところだというふうに認識しておりますが、負担金や営農経営などを勘案しながら、分納中及び完納後のいずれにおいても請求しておりません、現在。ただし、定期納付が無い者や納付を拒んでいる者に対しては、現金等の差押や財産の公売により、延滞金を含めた強制処分をして、こういうことの方針です。

国営相和地区農地開発事業とその負担金については、事業開始・徴収開始から相当の年月が経過しております。いずれにしても、現状におかれている条件のもと、法に基づき、可能な方法で、鋭意徴収に努めているところであります。以上です。

2番、山崎議員

平成24年5月で、先ほど申し上げたように負担金納付の最終期限が終了し、負担金の未収額が29戸で2億8,000万円、こういうふうな数字が最後残ったわけでありまして。その後、納付が長期化し今日までも町の重要な課題の1つとして位置付けられているところでもあります。

議長
山崎議員

<p>議 町</p>	<p>農家負担は償還開始当初から経営に余力が無く、支払い困難な農家が発生したというふうにも聞いてもいるわけでありませう。受益者が納付困難な場合はですね、先ほども言いましたように町が納付主体となることから、この未収金の累積が想定をされるわけでありませう。このような状況下で、町としてはいろいろな対策を講ずるべきでだったんだと、私は考えているところでもあります。私どももいろいろこの問題で検証しましたけれども、この24年に2億8,000万円未収が確定しましたけれども、その後の納付率を見ますと、2億8000万円に対して990万円とか、3.4パーセントとか、2.5パーセントとか、最低1.4パーセントとかっていう、そういうような低い納付率なんですよね。こういう現状を見るだけでも今の納付が滞っている受益者の方々はこれから先にわたっても償還が難しいんじゃないか、というように私は考えているわけですね。そういうことで、町としましてはこういうような現状を十分把握しながら、滞納者、それから未収金対策としてのリスク対策をどのようにとらえて対策を練っているのかお聞きしたいと思ひます。</p> <p>町長</p> <p>山崎議員ご案内のように国営土地改良事業、徴収につきましては国税徴収法に準ずるといふような法規定がございます。国税と同様に扱うんだという話になるわけですね。したがって、この今、年数の経緯をお話ししましたが、この事業の着手当時の畑地というものは、山崎議員もご承知のように当時は30万から40万の、10アールあたり、そういう価格の時代であります。今、造成されて生産をしながらきておりますけれども、今その十分の一の農地価格というふうな、そういう状態になっております。そして、いずれにしても、今国税徴収法に準じて徴収しているわけ</p>
----------------	---

ですから、残っている方々の徴収についてもこれは法に基づいた徴収であります。しかし、その法に基づいている中で猶予できるというような対策方法の中では分割方法だとか、こういうものは先ほど申し上げました。そういう方法で徴収をしているわけですが、農家を今、強制的に徴収して、農家を離農させるとか、そういう段階までを厚沢部町は農業の町として、していない、猶予しているこういうふうな考え方で。したがって、今この時点では、今未納者おりますけど、何らかの方法でこれからは払っていただくというふうな誓約をしながら、部分的に納めながら来ているわけですから。強制処分をするということは最悪の場合にはありますけども、強制処分前に農家を生かすという、そういう中での営農をさせている、こういうことでもあります。結果的にはどういうふうな、町の方には負担的なものはでてくるか分かりませんが、いずれにしても町の基本的な考え方は法に基づいた徴収をこのまま続ける、こういうふうな考え方であります。現在、厚沢部町でこのように大きな滞納事実があるわけではありますが、そういう方々、今裁判の方向まで物事を進めた取り扱いをしているところであります。

議 長
山 崎 議 員

2 番、山崎議員

先ほども申し上げましたように、平成 9 年に国営土地改良事業費負担金等徴収条例が制定をされました。私は、条例は厳守されなければならないというように思っております。その徴収条例の最終期限は平成 23 年であります。その 15 年間に受益者の皆さん方にその負担金を支払いをしていただきたい、そういう条例だと私は理解しているわけです。それが、23 年度以降滞納されている方は、私はこの負担金の徴収条例に抵触しているというふうに私は考えているところであります。つい最近の新聞で、ある町の町長さんもこの滞納金の扱いについて、善良な町民は法

議
町

長
長

を破ってでも守ると。さっき町長言ったような、そういったことを言って新聞に出ていたんですよ。これは立派な考え方なのか、ちょっと外れているのか分かりませんが。法を破ってでも守る。どうなんだと私、理解しております。そういうことで、私は執行者というのは条例を必ず守っていただきたいというように思っておりますので、この29戸の方々に対して条例に抵触しているという言い方に対して、町長はどのような見解をお持ちでしょうか、お聞きしたいと思います。

町長

確かに、納期限が来ていまだに納付されていない状況があると、これは確かであります。ただ、この国営土地改良事業の負担金につきましては、先ほど申し上げましたように、国税徴収法に準ずると。これ、国税徴収法ということは地方税法におりてきます。そういうふうな町条例にも当然つながってきます。そういう条例等も納期限というのは当然あるわけで、納期限はありますけども、先ほど申し上げましたように、その納付者の方々のその土地の条件、あるいはそういう経営状況だとかそういうものの中で、要するに延納、その年は払えないとか、よって分割で払うと。そういう手段をとっているわけで。これは税と全く同じ考え方ですから、税もそういう扱いになるわけですね、滞納者については時効受けるまでは徴収期間を持つという、こういう扱いでありますから、これもあくまでもこの土地改良法に基づいた、そして国税徴収法に基づいた方法で町は扱っていると、こういう考え方ありますから。先ほど言ったみたいに離農させるとか、財産を売却してしまうとか、こういう手段はいろいろありますけど、わが町の農家については専業農家等の育成というものは十分考えた経営をさせていかなければいけない、こういうふうな考

議長 山崎議員	<p>え方がありますから、強制的な差し押さえ、競売処分等差し控えている、こういうのが現状であります。</p> <p>2番、山崎議員。</p> <p>先ほどの町長の最初の答弁にありますように、国営土地改良事業第90条では国は都道府県でその事業に要する費用の一部を負担させると。都道府県は市町村に負担させるといふ。市町村は本来であれば、その受益者をお願いをして負担をお願いする。それが先ほど言いましたように、支払いが困難になってしまっているということなんで、町は立替をしてしまったということですから私はその立替をしてしまっているわけですから、それに対して、例えば連帯保証を設定してもらおうとか、何らかのいろいろな方策がどうしても無かったんですかという質問なんでしょ。この事業の始まりは多くの団体が結束していろいろ計画段階、いろいろ討論したわけでしょう。それならば農協という大きな組織も入りましたし。ある意味では、農協というのは組合員の経営指導をするわけですから、こういう農協にもやっぱしはいつてもらって一緒になって支払いを完了させるというような方策も十分考えるべきであったと私は思っているんですが、いまだに、今は農協は全然姿も見えませんが、ただね、これ滞納だけでないんですよ、厚沢部町もう支払っているわけですから、立て替えて。今、3番目の質問用意してますけど。この考え方どうですか。私は確かに町長の言い分分かるんです。苦しい農家を破産させる、そういうことはでない、その通りだと思うんですよ。だけど、責任はどうなんですか、その農家の責任。先ほど言いましたね、2億5,000万円調定があるのに、それがまだ3百5、6十万円より払ってねえだとかさ。そういうね、行為を今までずっと黙認してきたわけでしょう、ある意味では。だから、</p>
------------	---

<p>議 町</p> <p>長 長</p>	<p>私は元金はあまり減っていないのかなと、そういう気がしているんですよ。なぜこういうこと言うかってね、60何名もう支払い済みの組合員さんもいるんです。この人方決してね、裕福で楽な経営してやったんでねえんですよ。涙垂らしてでもね自分の責任をはたす人なんですよ、この人方は。私、前にあるその当時の新聞記事があるんです。そしたらね、その記事の中にね、これは役場に払うようになるんだから、行政だから何とかなるだろうっていう、そういう滞納者には、安易な考え方もあったということも新聞に載っているんです。私はそうでないと思うんですよ。どうですか、これ。だから、どのような形で町長はね、これをね、立て替えした部分をどういう滞納額発生させないようにしてスムーズにね、その受益者の方々に理解をしてもらっている、その方策って町長、どのように考えてあったんですか。</p> <p>町長</p> <p>まず立替払いという考え方、これを申し上げますとですね、土地改良法という法律の中でこの事業を計画する段階で地域のそれぞれ受益者が知事に申請をして、知事がオーケーしたものを農林大臣がオーケーすると、こういう。その条件の中に、土地改良法の基本的な負担は、知事は町村長に事前に支払わせるというふうに条文がなっているんです。したがって、相和地区を計画した段階で事業認可する段階で、それは町長と知事との支払います、こういう条文を持つわけです。ですから、期限が来た段階で町は払わざるをえない、これは負担金として。その代わり町は農家から徴収しなさい、こういうことです。だから、道は道の負担分を加算して国に納める、これが計画のまとまった段階での、これ条件になっている。ですから、相和地区を計画した段階で当時のご案内のように、沢口松雄さんが農協の組合長さんから町長になって、厚沢部の農業がこ</p>
-----------------------	---

んな基盤では町外とも農家は独り立ちできない、こういうふうな考え方のもとで、基盤を増やす、農地造成をすると、そして農家から町が受ける知事からの、この法律に基づく負担は町がする。こういうのがその法律の中での順序ですから。これは立替ても立て替えなくともいいってことでなくて、計画が認められた段階で、この農林大臣と知事に町は納めなさいと、それによってこの事業を認めると、こういうことになるわけですから。そのへんを十分、ただ一方的に立て替えるのではなくて、この事業を進める中で農家のためにするためには、これは町が立て替えざるをえないんだということの一つ理解いただきたい。それと、これから今お話の中でどうするんだという話ですけども、これからの徴収についても、やはり今残っている農家については、やはり第2種兼業農家の方々であれば、それはそれぞれ対策を考えなければならんし、第1種兼業農家と専業農家についてはこの厚沢部ではこれからも農業者として生かしていかざるをえない。この国営の負担金以上にもっといかした政策をしなければならないというふうな考え方があります。したがって、この専業農家あるいは第1種兼業農家の方で未納の方がいれば年度計画でもって、計画的に納めていただくと、そういうふうな誓約をとりながら現在進めているわけです。確かにそういう段階からいくと、未納は当然残るわけでありますから、年度ごとにこう納めていくと、こういう対策をしているわけで。今言う法的には確かに強制処分できますことはできます。ですけども、それは決してうちの農業経営体の中で今そういう対象者にすべきか、あるいはもっといかして厚沢部の農業者にするべきか、こういう判断の中で進めざるをえない。こういうふうに思っております。

議

長

2番、山崎議員

山 崎 議 員

私もある意味では町長と同じような考えを持っております。大変今そういう苦しい見方をしてもですね、その受益者っていうのはすぐ回帰できるような状況ではない気がします。けども、ある一面では別ないろいろな農業者以外の方々からもいろんなご意見を聞かされております。この事業というのは受益者個人の資産を造成をするということを目的として実行されたものの事業であります。そして個々の滞納額が町が事情によってですね、町が立て替えて納付をしていることで、町民の中からは町民の負担の公平性を守る、どうなってんだっていう声が今聞かされております。安定財政確保、そういう観点からも、早期の未収金の回収されることを希望したいというふうに思っております。受益者個々の今日の事情というのは十分参酌されます。滞納金の償還が長期化するってことはある一面大きな問題となりますが、不納額の発生をさせる原因にもなるわけであります。すでにもう町長はご案内のとおりであります。今1名の受益者の方が死亡されまして3,889万円の不納額が現に発生しているところでありまして、この方の一つはですね、延滞金というものは計算されているのでしょうか。このね、条例の中にはね、さっき私は条例に抵触しているって言いましたよね。よく受益者の方々分かって、その納付期限を越えた場合はね、延滞金掛かるんですよ。それをあんまり承知してないんじゃないかと思うんですよ。私ここでね、厚沢部町国営土地改良事業負担金等徴収条例型紙ありますよ、それから厚沢部町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例もありますよ。この徴収条例の中にですね、延滞金の額は分担金等の未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセントですよ、割合を乗じて計算した金額に相当する額とするっていうんですよ、延滞金の額というのは。こういうことは実際に今延滞された方承知しているんですかね。ものすごい額になると思

<p>議 長</p>	<p>ますよ。現に今回、監査意見が出されております、監査報告書が出されております。この中にも記載されておりますけれども。監査の方々からはこの滞納金の償還が長期化するっていうことは不納金の発生になるっていう懸念が大変大きくなる、そういうことを監査意見として今まで過去に何回も指摘をされているところでございます。そういうことで私はいろいろと監査の中でご苦労されております。ここに実は代表監査委員もいらっしゃいますので議長の許可をいただければ、代表監査委員の今までの一連の私の発言に対することに対しての代表監査委員としての発言を求めようと思いますが、議長、いかがでしょうか。</p> <p>私から発言いたします。監査委員につきましては、町の説明員ではありません。監査委員は独立しており、議長が代表監査委員に対して議会に召集をかけております。ただいま一般質問通告者であります山崎議員から監査委員の発言を求めたいとの申し出がありました。議長の権限として代表監査委員の答弁ではなく、代表監査委員の見解を求めることで代表監査委員の発言を許可いたします。</p>
<p>議 長 代表 監 査 委 員</p>	<p>進藤代表監査委員</p> <p>突然のご指名をいただきました。私から都度、監査公表の中でご指摘をしておりますけれども、たぶん皆さんがご承知していない部分があるかと思います。私、今平成23年4月の議会広報、ここに今日持ってきております。これは前任者の監査委員がご指摘をしたっていうことであります。その中である議員さんが一般質問をしております。その中で、私は今文書の中をちょっと読まさせていただきます。受益者が94戸、内全額一括繰り上げ償還は36戸、計画的に約定償還者は39戸、さらに2戸が繰り上げ償還をしたいとの申し出もあります、という答弁でご</p>

ございます。さらに、その次、これは沢田町長の答弁であります、平成11年度決算で監査委員の審査意見書の中でも償還は当然の義務であり、未納者に対し指導に努めるよう指摘を受けていますということの中から未納額が累積していくと町財政運営に与える影響も大きいことから農協組合長とも十分協議をしながら未納者には法的処分を念頭に厳正に対処するっていうことを私の前の前任者の時代の議会での答弁でございます。さらに私、平成14年からこの職におられますけれども、都度指摘はしておりました。なかなか進まない中でどうしたらいいのかなっていう私の監査の中で、これは一括ではなかなか処理できないんじゃないかっていうことで、今未納者が10何人ですか、いらっしゃいますけども、個別に対して対処するよという監査指摘をしております。その結果が皆さんご承知のように、ここに前の議会での出していただいた書類ございますけども最大17年、あるいは13年、14年、この期間をもって償還をするというような答弁って言うんですか、受益者との話し合いがあるっていうことを伺っております。ただ、私は今先ほど町長も確かに営農している農家に対しては何とか営農続けるよということには賛成ですけども、これから17年とか15年っていうの、ここにいる人いますか、っていうことになったら何か別の方法もって、例えば農協にね借入するとか、って形でこの町に対する未納については何とか整理するっていう方法、前任者の監査指摘の中で答弁している沢田町長もそういう答弁してますから、農協とも相談しながらなんとか借り換えをしておいて町には一括、何て言うんですか、納付するっていう、そういう形をとったらいかがなものかなっていう感じをしております。私、本当に14年から18年毎度こういう形でこの場に座っておりますけども、やり取り、議員さんと町理事者とのやりとりはなかなか結論が見えない状況がこの何年か続いております。

<p>議 長 代 表 監 査 委 員</p>	<p>ぜひ、そういう何かの方法を考えながらこの償還の未納分については厚沢部町にはもうこういうものが無いんですよ、ってというような形の中での何か整理の仕方をお考えいただければっていうふうに思います。実は先月札幌行ったときに、全道の監査委員の中で…。</p> <p>代表監査委員、できるだけ簡潔にお願いいたします。</p> <p>間もなく終わります。もう厚沢部の不納欠損が出るっていうことを新聞に出たって言うので、皆知っているんですね。それもありますので、ぜひ今までのやり方ではなかなかこれは進まないと思うので、ぜひ何か別の方法も考えながら町長はじめ担当者もそのへんの知恵を出しながらなんとか早めに解決するように私の方からも一つお願いをしたいと思います。どうも失礼いたしました。</p>
<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>2番、山崎議員</p> <p>今町長の答弁の中で今年の令和元年の年度末の滞納額は1億9,200万円、まあ2億弱という、そういうことであります。けども、先ほど申しましたように、今この対象となっている受益者の方々の経営状況っていうものを見ると私はかなりきつっていうふうに思っております。ですから、実際に今まで4年なり5年の納付状態を見てもですね、最大で3.4パーセントから2.5パーセント、3.1パーセントって1パーセントから2パーセント台なんですよ、納付額というのは。それであれば本当に今代表監査委員言ったように、17年かかるのか20年かかるのか、また違う時代に入るまでも、伸びるかもしれませぬね。それと同時に先ほど言いましたように、ここの裏には延滞金があるんですよってことをもやっぱり承知してもらわなければならないですよ。町長の所見を伺いたいと思いますが、今、年度末の滞納額は1億9,200万円と</p>

議 町	<p>いうふうに、そういう資料に出ております。これに対して完全に回収できるっていう見込みあります。私は大きな不能額の発生源、ここにあるんでないかと思っておりますけども、このへん見直しはどういうふうにお考えでしょうか。</p> <p>町長</p> <p>今、未納額全般についての見直しということではありますが、町として全額徴収するという考え方には変わりありません。ただ、今先ほどから申し上げております延滞金は本税完納後にという通達がありますから。ですから、本当のこの負担金無くならないうちは、その人には延滞金伴ってこないです。後に徴収するという方法になりますから。そういうこともですね税法の中での規定がありますから、その延滞金今取ってないことについても、そういうことですよというふうに理解していただきたい。それから、この負担金というものは何代にわたってもこの負担金は、その家族には付いてまわるものですから。これは財産の相続と同様の考え方になります。ですから、今当時の方がもう亡くなって次の世代にいったら、次の世代はこの負担が全部伴います。その孫いってもまだ伴います。ですから、簡単に無くなりますよということに、そのためにこの時効完成させないように町は差し押さえなり何なり、こういうふうに止めてあるわけです。法律上、そういう手段があるわけです。そういう手続きをしながら何年かかっても納めていただきます、こういうふうな考え方には変わりないわけです。ただ、今徐々にこういう時代になりますと農家もどんどん農地手放すとか何とかっていうことが出てきますと、この農地を手放す場合には、この差し押さえ物件は先に納めて、というふうな条件が付きますから。そういう方々については順次、金が入ってくる、こういうことになろうかと思えます。いずれにしても、我々は法に</p>
--------	--

<p>議長 山崎議員</p>	<p>従った徴収よりできますので、これは法に従って、何と言いましょう、残金についても負担者のあまり負担がですね、いつまでも今言われるように、何年もかかると言うけども、その方々の生活に合わせて徴収するという方法より町としては考えられないと思いますから、差し押さえ処分して競売かけるものはそういう部類の、第1種兼業農家とかそういう方々についてはどんどんそういう手はずを進めていきますけども。やはり専業農家は残していきたいと、こういう考え方ですから何年かかっても納めていただくと。そういう考え方には変わらない。前から申し上げているとおりです。</p> <p>2番、山崎議員</p> <p>何年かかってもね、払える仕組みだったらいいんだけども。ただ、私はこのメンバーの方々を見る限りでは大変きつい経営をしているというように見ているんですよ。それともう一つはですね、先ほど3,800万円のね、不納額でたその農家を見ますとやっぱり資産処分して足りなくてこれだけでるわけですから。全てこういう状況があるっていうことなんですよ。なぜならば、これは前に1回目の特別委員会で平成13年、14年、15年というように特別委員会でいろいろ協議された報告書の中に一つあるんですが、そもそもこの事業費が2回、3回っていうふうに計画変更して事業費掛かっているために、この当時の感覚でですね既存優良農地の取引価格を超えるような負担金をこの方々が承知してしまったってことなんですよ。だからまともに土地をね、売り買いしてもね、絶対負担金部分でてこないっていう意味だと私は思っているんです。ですから、不納額っていうものでのわけでしょ。もし不納額でたらこれ、町長、誰の責任なんだ。大きな問題ですよ、これは。どうですか。</p>
--------------------	--

議 町	長 長	<p>町長</p> <p>先ほども申し上げましたが、当時の計画して進めたころの農地の価格は皆さん方もご承知、今の10倍の価格でありました。農家の方々はそういう価格の中で、この事業というのは一割よりこの負担金がないわけですから。この9倍、さらには国の金、道の金使っているわけですから。1割だけ負担して今持っている負担金です。ですから、当時の価格にしますと草地から畑に変えた頃は、だから30万円、40万円の価格だった。そして畑を作って厚沢部町の農業というのはようやく1人前の面積になった、こうのが実態であります。当時の農協の売り上げ等、皆さん方ご承知のように厚沢部の農協自体の売り上げなんてものは10分の1ですよ、当時の。で、今こういうふうに農家が大型経営になってきながら物を販売して、そして1人前の農業になってきて。これは少なくともこの相和地区のおかげであります。これ、はっきり言って。この事業によって厚沢部の農業ができたというふうに過言でないと私は思います。そういう中で、今一部の人間が経営を長年してきて、やはりせっかく作った造成地が離すにも離せない、10分の1になった。おまけに他町からも入ってきて造成をした。これもやはり畑の価格が高いからというふうなことで入ってきたと、こういうふうな経緯を見ますと、確かに農家の経営がずさんだということばかりでなくて、極端にこの農業資産の低下が著しく起きたと、こういうふうなことも原因している一つだと、こういうふうに思います。そんな中で、農家が今一生懸命もてる中で進めているわけです。先ほど山崎議員が例の不納になったと、これはあくまでも相続財産が受ける者がいないというふうな中で、これ法的な処分の中での扱いですから、これは町がどうのこうのという方法はありませぬ。相続法の中での負担より取れないというのが当たり前の話ですから。これは結</p>
--------	--------	---

果的にはできた財産が値が下がってこれだけ入ってこない、マイナスが起きたと、こういうことでございますから。今私はこれからの対応についてもやはり数少ない滞納者ではありますが、なんとか頑張って払っていただくと、こういうふうな方向に誘導しながら、そして離農するというふうな最終決断されないように、そういう町が支援しながらいかしていくと、こういうふうな方向が一番望ましいだろうと、こういうように思っております。法的処分というふうなことは私は十分知ってますけど、その処分することによって結果が良い悪いということは分かりません。ですから、何とか農業者としてやる気のある者についてはそういうふうな負担の方法は猶予しながらも続けさせていきたい、こういうふうにいるところでもあります。

議長
山崎議員

2番、山崎議員

今実際に議会としても特別委員会を設定をいたしましていろいろ協議をしているところですので、今町長がいろいろと言われたような意味合いも十分承知をしたいというふうに思います。できれば農家が頑張ってその責任を果たしながら営農を続けていけるような、ある意味ではそういう助け舟と言いましょかね、こういうようなことも指導するってことも大事なことだろうと思いますので、ぜひ一つお願いしたいと思います。ただ、先ほど申しましたように、新聞出たように法を破ってでもやるよってことは、俺はそれ良くないなって私どもは思っていますので、そういう言葉でなくて、場合によっては延滞金云々の問題をどうすればよいかと平たく議論したいというふうに思いますので、そのへんのところになりましたらいろんな形でまたご指導願えればと思います。そういうことでまだまだ本来であれば、時間あれば今までいろいろ議論したいところでもありますけれど、時間ありませんので、もう1題ありますのでこれで終わって、あとは

<p>議 町</p>	<p>議会の特別委員会の方で十二分に勉強させていただきながら、協議をしていきたいというように思っておりますのでお願いをしたいと思います。それでは2番目の質問に入りたいと思います。</p> <p>第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る検証結果と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略への視点についてであります。地方自治体を取り巻く環境は急速に変化をしております。その要因は国全体が人口減少社会に突入したということであります。人口減少は地域間格差を拡大させ、地方から活力が失われる、そういう指摘もあります。本町においても人口減少は歯止めがかかりません。少子高齢化、人口減少がこのまま進行されていきますと2040年頃までには全国で900近い地方自治体が消滅するという自治体消滅論が論調されているところでもあります。町は2015年に人口減少対策、地域活性化に向けた戦略として第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。5年間の事業実施の検証とこれから向かうべき第2期に向けた戦略についての視点について町長の所見を伺いたしたいと思います。</p> <p>町長</p> <p>山崎議員の2問目ではありますが、この第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る検証結果と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略への視点についての質問でありますけども。国の、第2期のまち・ひと・しごと創生基本方針では、引き続き、東京への一極集中の是正を最重要課題として位置付けております。4つの基本目標など現行の総合戦略の基本的な枠組みを維持して、都市部に住みながら地域イベントなどに継続参加する関係人口の拡大、あるいは企業の地方移転を促す税制の拡充、地域社会の担い手を育成するための高校生等への実践的教育の実施や最先端技術を活用した地域づくりの推進などを盛り込んでおまして、年末に総合戦略をまとめるとし</p>
----------------	---

ており、本町におきましても、国や道の基本的な考えに基づき、戦略の1期目の検証を踏まえて、見直しを図っていくと、こういう考え方であります。それで、本町の1期目の総合戦略では、4つの基本目標のうち1つ目としては安定した雇用と産業を創出するでは、本町の基幹産業である農林業を軸に、所得の向上や雇用機会の創出など基本的な方向を定めておりまして、これまでの実績として、主なるものが新規就農者への支援、アンテナショップの開設、サツマイモによる農産加工品の開発支援、プレミアム商品券の発行、あるいは農産物新規ブランド化に向けたカボチャ（九重栗イレブン）の販売支援などを実施してきたところでありまして、2期目におきましても、国や道の戦略と歩調を合わせて支援策等を十分活用したうえで、町財政の円滑な運営のもとに各施策展開を図ってまいりたい、このように考えております。とりわけ、地域内エネルギーの活用とスマート農業の展開を前進させたいと思うところでありまして。

それから2つ目の厚沢部町への新しい人の流れをつくるについては、生涯活躍のまち実現のための拠点形成として、移住体験住宅の整備、総合給食センター、認定こども園を整備したほか、交流人口の拡大として、各大学のアウトキャンパス事業や、小学生修学旅行誘致、道の駅再編などを進めてまいりました。また、空き家の利活用につきましても、ちょっと暮らしや賃貸での利活用をすでに2軒すでに実施したところでありまして。国の2期目では、移住を直接促す取り組みに加え、定住に至らないものの地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとしておりまして、本町の交流人口対策を引き続き実施し、将来の移住希望者の掘り起こしを進めてく、こういうふうに考えます。

3つ目の結婚、出産、子育ての希望をかなえるについては、不妊治療助成や出産祝い金支給に

よる支援、子育て世代の学校給食費や保育料補助、医療費助成、持家建設奨励金の住宅支援を実施してきました。また、昨年10月から公営塾の運営、今年4月から発達支援を含めた認定こども園を開設して、近隣にはない子育て環境の充実を図ってまいりました。国では、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を進めておりますけども、本町におきましては、これまでの支援策を継続しつつ、国・道の動向を注視しながら、さらなる支援策の拡充を図って参りたい、このようにと考えております。

4つ目の時代に合った厚沢部町をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域間連携を図るにつきましては、新たな拠点整備として、上里ふれあいセンター、総合給食センターを整備したほか、医療や観光などの連携効果を発揮するために、函館市を中心とした定住自立圏域形成協定事業や管内7町連携による東京大田区との交流事業で地域間連携の強化を図っているところであります。厳しい財政状況や労働力不足の中、安定的な住民サービスの提供を維持するには、高度成長期型のまちづくりから人口減少時代に対応したまちづくりへの変換が求められております。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略にあたっては、日本全体が人口減少にある中、本町においても、人口減少傾向を緩やかな減少となるよう、また、年齢構成の生産年齢人口の比率や出生率を考慮した、地域の特性に応じた一定規模のコンパクト化したネットワークの形成に取り組みながら、住民のコミュニティを最大限に活かしながら地域で心豊かな暮らしを支える環境づくりを進める、こういうことが重要であろうと、このように思っております。

2番山崎議員に申し上げます。すでに持ち時間は過ぎております。そのようなことから今回の1回の再質問で持ち時間を終了といたします。

議

長

山崎議員	1 問目にちょっと熱くなりすぎてしまったものですから。ちょっと時間配分がうまく取れなくて、2 問目の方にも。
議長	再質問は1 回だけはよろしいです。
山崎議員	<p>それで時間が無くなりました。ただ、私のちょっと考えを申し上げたいと思いますが、まず1 つはこのまち・ひと・しごと創生総合戦略、これはですね、人口減少とか地域の活力を活性化させるという狙いあったんだけども。しからば、この5 年間で厚沢部の人口の推移っていうのどういふふうになってますかね。私を見る限りではだいたい1 年に1 0 0 人減少しているような気がしています。そういうことでこのサイクルは変わってないと思うんですよ。やっぱり人口減少に歯止めがかからないっていうのは、まず1 つは出生率がまず低くなったってことですよね。低くなるために今度子どもたちが生まれてこない。そうすることによって生産年齢人口、若い人方の人口がどーんと減ってくると。生産年齢人口っていうのは結婚してまた子どもを育てる、大きくする、そういう年齢層であります。そうするとその生産年齢人口が減るもんだからまた人が減る。そうするとまた少子化になる。その繰り返し。その兆候が今厚沢部町に見れると思うんですよ。かつてはもう5 年ほど前には社人研という人口問題の研究所がいろんな厚沢部町にも指導ありましたけれども、何かしらその推計値にだいたい似たような動きが今厚沢部に通っているなっと思っています。そうすると2 0 4 0 年には、だいたい1 0 0 人ずつ減っていくわけですから、そういうふうになるのかなっと思ったりして。こういう中でどうやって本当の厚沢部町の人口の減るっていうことを私はそんなに問題視していないんですけども、その中でどうやって町民が楽しく共生しながら生きていくかっていうことを探ったほうがいいような気がしています。そうい</p>

<p>議 山 崎 議 員 長 町</p>	<p>うことでもっともっと町長とも議論したいわけではありますが、今議長から止められましたので、やめますけども。ぜひそういうような形で今新たに来年度向かうまち・ひと・しごと創生総合戦略についてはですね、十二分にそういう意見を踏まえながら検討して行ってほしいと思います。それと同時にですね、この前のこのあるんですね、冊子ね。その中に、一番最後のページにこれは大きい声で言いたいと思いますけども、議会の関与ってものが触れられているんですよ。厚沢部町総合戦略については議会と執行部が車の両輪となって推進する必要があり、事業の執行、効果検証、計画の見直し段階においても議会の情報提供を行い、十分な意見の反映を行われることが重要となりますと。果たして1期目がそういうふうになったかって全然記憶に無いですよ。議会でこんな議論した覚え無いですよ。これからぜひ情報提供していただきながら議会も巻き込んだ中でこのまちづくりを一つ町長の指導でお願いしたいと思います。これで終わります。</p> <p>山崎議員、答弁はらないんですか。</p> <p>いや、もし時間オーバーしましたけど、答弁曲げて一つお願いします。</p> <p>町長</p> <p>まち・ひと・しごとのこの創生事業、今前期をやって、ご案内のように、先ほど申し上げましたように、こども園だとか給食センターだとかいろいろこの町に人が住む場所としての機能を整備してきた、こういうふうになっております。その中で今来年から新規、後期のこの計画につきましては、もっぱら今、担当の方はいろいろな情報を入れながら、今検討材料を作っている段階であります。ただ、そこで、今来年ということはもうすでに動いているわけですから。国は12月の20日頃までに、第1次の来年に向けたこの地方創生の金枠というものはもう決めることに</p>
--	--

<p>山崎議員 議長 議長 山田議員</p>	<p>なります。そういうその時期に来てます。それらを踏まえて私どもは早いうちに来年進めるべき、この地方創生の事業の中で進めるべきものを今固めながら、そして、計画を進めていくと。その際には議員さん方にもこうこう、こういうふうにしたいという説明はしたいと思います。ただ、するというと今朝の上ノ国の議会の経過も出ていますけど、また伸びました、やめましたっていうことが出てくると、議員さん方はなーに説明したこと違うじゃないかと、こうなるので。ある程度の予算化、そういうものが国の方がきちっと決まって、そういう段階でぜひ相談をしたいと、こういうふうに思っております。</p> <p>時間オーバーしましたけども、ありがとうございました。</p> <p>これにて山崎議員の一般質問を終結いたします。</p> <p>それでは、次に5番 山田克哉議員。</p> <p>議長の許可を得ましたので一般質問をいたしたいと思います。一般質問に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。この度初当選をさせていただき、新人議員として5月より総務文教常任委員としての任命を受け、半年が過ぎるところでございますが、常任委員会の所管事務調査においていろいろな分野に携わり、現在まで8項目の現場視察調査をしてきたわけでございますが、その中で私が、これはさらに一度質問してみたいなと思ったのがこの鶉オートキャンプ場「ハチャムの森」の運営状況でございます。それでは、質問に入らせていただきます。</p> <p>木間内にオートキャンプ場を設置してから相当の年数が経過しておりますが、総務文教常任委員会で調査した際、残念ながらこの運営に多額の赤字を出しているところでございます。オートキャンプ場の設置の意義も薄れる中、今後の運営方針について考え方を伺いたいと思います。</p>
------------------------------------	---

<p>議 町</p> <p>長 長</p>	<p>1 番から 5 番まであります。</p> <p>まず、1 番に、オートキャンプ場を設置してから何年経過し、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の利用者数は何組、何名だったでしょうか。</p> <p>2 番に、平成 29 年度と平成 30 年度、令和元年度、元年度は仮のものでも良いです。その収支は、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>3 番目に、毎年の予算を計上する際には、収支計画を立てながら行う必要があると思います。オートキャンプ場は、この収支計画を行っているのかどうか教えていただきたいと思います。そして、その収支に対してどのような方法で改善しようとしていたか教えてください。</p> <p>4 番目になりますが、利用者は、ほとんどが町外の人であると思いますが、何年も赤字を出し続けても運営しなければならない理由が何であるかを教えてください。</p> <p>最後 5 番になりますが、今後の運営方針または改善方法等の考えがあれば教えてください。以上になります。</p> <p>町長 山田議員のオートキャンプ場運営状況についてのご質問であります。</p> <p>まず、質問の中での 1 点目、オートキャンプ場の経過年数と 3 ヶ年の利用者数についてでございますけれども、平成 11 年 7 月に檜山管内で初のこのオートキャンプ場ということでオープンいたしましてもう 20 年が経過をしております。直近 3 年間の利用者数につきましては、平成 29 年度は 543 組 2,494 名、平成 30 年度が 535 組 2,237 名、令和元年度は 656 組 2,743 名が利用していただいております。</p>
-------------------------------	--

次に2点目の3年間の収支であります。平成29年度は収入では375万円に對しまして支出が1,251万円を費やしている。876万円のマイナスと、こういうことでございます。平成30年度は収入が361万円、支出は1,278万円であり、917万円のマイナスとなっております。令和元年度の見込みは、収入が434万円、支出が1,258万円でありまして、824万円のマイナスとなっております。

次に3点目の毎年度の収支計画についてでございますが、残念ながらこの過去の実績等からして、この施設単独では収支の均衡は見込めない、ということから、収入で賄えない部分は一般財源で補うことと、こういう予算計上しております。しかし、毎年度の予算計上の際には、歳入増加・歳出抑制に努めるとともに、過去には開設期間の短縮などにより、一般財源の増加を抑制しております。利用状況や修繕等の臨時的経費にもよりまして、近年では年間の一般財源800万円から900万円で推移をしているところでございます。

4点目の利用者は、ほとんどが町外者であり、赤字を出し続けても運営をする理由は何かという質問でございますが、鶉ダムオートキャンプ場は厚沢部町で数少ない、観光・レクリエーションの大切な拠点であります。全国的には、キャンプスタイルが多様化するとともに、6年連続で参加人口が増加している状況にあります。函館圏からの厚沢部町と檜山の入り口であり、国道227号沿いに位置することから、広域観光ルートの形成の一役を担っておりまして、町の魅力発信や地域経済の活性化に結びつくよう今後も努力して参ります。

次に5点目の今後の方針または改善方法についてでございますが、キャンプ場の利用者は、平成27年度以降増加傾向ではありますけれども、利用者及び収入の大幅な増加は見込めない、運

<p>議長 山田議員</p>	<p>営については今後も一般財源が必要であるというふうに認識しています。今後も収支改善のため引き続き利用者の増加に努めるとともに、キャンプ場の運営が町の利益となる、という方向になるような町民の利用や観光振興への波及効果が拡大するよう努めて参りたい。また、他のオートキャンプ場との情報交換や、利用者のニーズや動向を把握した中で、リピーター確保や新規利用者の増加を目標として、自然豊かな厚沢部町ならではのオートキャンプ場になるように、より一層努力して参りたい、こういうふうに考えているところであります。</p> <p>5番、山田議員</p> <p>ただいま町長より回答いただきましたが、再度1点目から質問させていただきます。このキャンプ場は平成11年7月にオープンしたということでございますが、約20年目を迎えるということでございます。今思えばオープンした当初は私どももバドミントンの少年団活動もしております、地域の小学生、中学生の合宿所としてこのキャンプ場を利用していたところでございます。練習が終わったあとにはバーベキューをしてオープンハウスやコテージなどに泊まったことが今、思い出されるところでございます。当時はいろいろなクラブ活動などがあり、大変当町の方々も利用されたということで聞いております。ここで質問に入りたいと思いますが、ここ3年間ですね、この利用者数についてですが、平成29年には2,494名、30年度には2,237名、令和元年度につきましては、2,743名ということでございますが、今年度に限っては前年対比500名ほど増えていますが、大変良いことだと私は思っているところでございますが、その増えた要因というのは、いったいどのようなことだったのでしょうか。また、30年度少なかった理由についても分かる範囲で教えていただければお願いしたいと思います。</p>
--------------------	---

<p>議長 農林商工課主幹</p>	<p>農林商工課主幹 ただいまご質問いただきましたキャンプ場の利用者の増減に関してですが、実は今年度につきましては、4月、5月が大幅に伸びておりまして最終的にこの結果となっております。その要因につきましては、今年度はやはり10連休ということで非常にお客さんが入りやすい環境があったというのが大きな要因かと思えます。また、昨年度につきましては、9月の落ち込みが大きかったです。これは明確な理由がありまして、地震によるブラックアウトなどにより営業ができないという、要するに開設日数が減ってしまったという影響が大きなのところがございます。以上です。</p>
<p>議長 山田議員</p>	<p>5番、山田議員 やはり、アウトドアというのは外でやるものですから、晴天に恵まれるとか連休とかがあるとやっぱり子どもたちが来ることによって大人たちも増えるということで大変いいことだと思います。</p>
<p>議長 農林商工課主幹</p>	<p>それでは、2点目の質問に入りたいと思います。3か年の収支についての回答いただきましたが、平成29年、30年、令和元年度と、だいたい収入は横ばいで平均約400万円ほどの収入に対しまして支出が3年間平均1,250万円となっていることになっておりますが、その支出の原因となっているものが何なのか、だいたいでよろしいので教えていただきたいと思えます。</p> <p>農林商工課主幹 支出の原因というか内訳ということだと思いますが、やはり支出内訳で大きいのが主に雇用しております賃金、これがだいたい500万円程度、平成30年度でいえばですね。あとは施設管</p>

<p>議長 山田議員</p>	<p>理のための委託料がおおむね300万円。あと光熱水費などが100万円ということで大きなものについてはそのような内訳となっております。以上です。</p>
<p>議長 山田議員</p>	<p>5番、山田議員 やはりこの大半が賃金あるいは委託料に傾いているということでございますが、この委託料の内容としてはどのような内容をしているのか教えていただきたいことと、あとスタッフは何名体制でやっているのか教えていただきたいと思います。</p>
<p>議長 農林商工課主幹</p>	<p>農林商工課主幹 まず、委託料の内訳についてでございますが、まずは施設管理業務の委託とございますが、基本的な管理業務はもちろんスタッフの方でやっておりますが、やはり夜間警備だとか芝の管理につきましても通常はスタッフがやっているんですが、除草や殺虫や肥料散布など、ある程度専門的にやっていただく部分につきましては、外注という形になっております。こちらが委託料の大きな部分になります。また、スタッフの数につきましては、常時勤務している者が4名、また繁忙期とか忙しい時に臨時で雇用している者が1名ということで実はスタッフ数につきましては、もともと1人多かったんですが、やはり経費の削減ということで1名減した中で皆さんに頑張っ</p>
<p>議長 山田議員</p>	<p>5番、山田議員 私もこの所管調査でいろいろな説明を受けましたが、本当に施設は手入れも大変行き届いており、管理状況も良好であるということが現地調査では認識しておりましたが、やはりこの人件費あるいは委託という、このようなものがやっぱり一般財源に一つの問題になっているというか、</p>

これが主なと思いますが。やはりあそこのいろいろな私の子ども今中学校1年生なんですけど、今回たまたま所管事務調査で現場に行ってきた際に、やはり大変きれいな芝生で、1歳になった植樹ですね、記念植樹を植えた1人でもございますので、大変感動しているところではございます。それで、先日も函館新聞に載っておりましたが、植樹というのはそういうような記事も読んでおりますので、今後もこのような活動を続けていってというようなことで思っております。

それでは、3点目に入りますが、毎年度の収支計画を立てているかどうかでしたが、施設単独では収入の均衡が見込めないため行っていないとの回答がありましたが、やはり収入で賄えない部分は町の一般財源で補うということで予算計上しているところでございます。近年では年間の一般財源として800万円から900万円の財源がかかるということで報告をいただきました。行政の方もいろいろと考え、また毎年度の予算計上の際には歳入の増加、いわゆるいかに利用者さんを増やすとか、また、歳出の抑制ですね、これに努めていることが一般財源の増加を抑制しているというものも報告を受けております。そこで一つ質問になりますが、シーズンの中で必ず閑散期という時期があると思います。やはりこれは4月、6月、9月ということで報告を受けておりますが、7月、8月は黙っていても夏休みなものですから、子ども関係は。そういう人たちが来るので、そのお客さんたちが来ない月に何か考えられることはありませんか。これを質問したいと思います。

議 長
農林商工課主幹

農林商工課主幹

収支を均衡に近くしていくためにはやはり歳出の削減というのはほぼ限界にきているかなと感じております。そういった意味で歳入をどう確保するかという意味で閑散期も含めましてお客さ

んをどう呼ぶかという話になるかと思います。シーズンの閑散期についてですが、実は4月は下旬にオープンですので、実は閑散期というよりほぼ開設日数が無いと。ゴールデンウィークに向けて開設しているということで、実質の閑散期は6月と9月ということになります。現在は正直ここについては特段の取り組みができていない状況ではございますが、なるべくお客さんが呼べるような取り組みを少し始めているところではありまして。そういった中で素敵な過疎づくり株式会社を活用しましてキャンプイベントを開いたり、星空観察会を開いたりということでお客さんを呼ぶような形もとってきておりますので、そういったものもどう応用できるかは今後考えていきたいと思っております。また、やはり波及効果をどう出していかっていくのもキャンプ場の大きな課題でございますので、そういったことでキャンプ場の魅力が何かって言ったときに先ほど言った星空なんかもそうですし、あと近くにあるダムを活用、こういったことも念頭に踏まえながらお客さんを呼べる方法も今後検討していきたいと考えております。以上です。

議長
山田議員

5番、山田議員

いろいろと考えていることが分かりました。それで私も今自分なりに行政だけに任せるだけでなく、町民一人ひとりがいろいろなことで考えていかなきゃならないということでありまして。町長が掲げる地方創生総合戦略の推進として、やっぱり人と人との出会いとして、やっぱりキャンプ場バルという、私の今考えたところでございますが、こういうイベントも面白いのではないかと思います。バルというのはやっぱり人口減少も歯止めをかけるという意味で他町村から応募し、交流を深めて、キャンプ場でいろいろなことを交流するとか、今結婚していない方がたくさんいるという、若い人たちがいる中で、そういう中の交流を深めてそういうオートキャンプ場な

議
町

長
長

ど使って、交流を深めるのも大事ではないかというふうなふうに考えております。また、町内会の皆さんにも宣伝しながら、やはりああいうきれいな芝生を見てもらい、また、4月、5月には桜の見る会などもやっていただいで。あまり大きくできないので、家族ぐるみとかでもいいので、そういうのも含めて足を運んでいただければよろしいかなとおもうんですが、その件に関して町長のほうから何か。

町長

山田議員の今オートキャンプ場の関係でございますが、なんでこんな赤字ばかり背負ってやっているんだという考え方だろうと思います。このキャンプ場につきましてはご案内のように平成10年に檜山の広域事業でもって取り組んだオートキャンプ場であります。渡島から檜山に入る玄関口として檜山全体のシンボルとして作る。したがって、この平成10年の整備をした段階では、檜山管内の全起債、過疎債も他の町村には一切使わせないで、全部ここに集中してそして経営をしたと。当時は10年ですから、約5億円をかけて整備をしたものであります。その中でも約2億7,000万円くらいの過疎債、これは檜山管内のそれぞれ町村分配するべきものですが、全部他の9町から過疎債は使わせない、全部ここに投入ということで、管内の事業として作ったものであります、これは。最終的に経営権限は厚沢部ですから、厚沢部にありますから厚沢部が開設すると。こういうことで当時は作って。そして11年からオープンをしたと。こういうことでございまして、これは作った時はなぜオートキャンプ場なのかと。これは実は苫小牧に北海道一のオートキャンプ場ができました。オートキャンプ場ができて、これに本州から苫小牧に向かう際には、国道5号線は追い越し禁止が多くてキャンピングカーが走れないと。こ

ういう中で日本海側を走るキャンピングカーを受け入れるという構想のもとでこのキャンプ場ができたもので。ここには函館のフェリー場へ上がったキャンピングカーが走ってきて、5号線走れば追い越しできませんから渋滞する。したがって、日本海側を走る、日本海側を走ると厚沢部のダムのところまで一泊をすると。そしてようやく日本海を通過して苫小牧に向かう。こういうコースの設定の中でこのキャンプ場ができたものです。ただ、行政が作るキャンプ場ですから、今言われるように赤字赤字って言うよりもむしろ黒字になっていけないというのが原則であります。そういう中での管内での運営、そして代表して厚沢部が運営すると。こういうことでキャンプ場を作ってきた。そして今仰せの通り、確かに雇用している人数が4人の職員を置いて、春から秋までやっているわけですから、その人件費が大半でこういう経費が掛かる。この対策としてはいろいろな今山田議員が言われた、そういうソフトの部分もありますけども、ハードの部分でどういいう金を受け入れて採算のとれる施設にするか、こういうものを当然必要になるわけです。ですから前から私どもが今まだ国のオーケーをもらえませんが、小規模発電のダムに関わる発電を計画してその貸付料なり、民間にやらせて金をもらって埋め合わせしようかと、こういうふうなことも計画しながら今ぜひともそういう方向でこれらの大きなマイナスをなくしたいものだというふうな考え方を進めているところで。いずれにしても、せっかく作ったオートキャンプ場、今使っているのはこの程度の運営ですけど、現在は厚沢部の道の駅、こういうあたりに非常にキャンピングカーが今現在はいっている段階であります。こういう方々がやがてすばらしいところだというふうに考えるようになるとやはりこっちまで来ないで向こうでキャンプするだろうと。こういうふうなことも考えられますから。そういう方面をピーアールしながらオートキャンプ場

<p>議長 山田議員</p>	<p>を活かしていきたい、こういうふうに思っております。</p> <p>5番、山田議員</p> <p>今町長から答弁いただきましたが、やはりこのオートキャンプ場というのはやっぱりなくしてはならないものだ。やっぱり赤字赤字と言うのではなく、町の財源を使ってやはり町の補助金で賄っているようなことで私も町民の代表でありますから、町民の方にはそのような内容をもって接していきたいと思っております。</p> <p>それでは次に、4点目になりますが利用者はほとんどが町外者であると思うのですが、この渡島檜山、はたまた道外の方も来られると思うのですが、その割合についてですが、どのようになっているか、もし分かる範囲でよろしいので、分からなければ資料でもよろしいのですが、教えていただければ。お願いいたします。</p>
<p>議長 農林商工課主幹</p>	<p>農林商工課主幹</p> <p>キャンプ場利用者の内訳というご質問でございますが、まず内訳として把握しているのが函館圏、札幌圏、あとその他ということで把握しておりまして、平成30年度の利用につきましては、合計が535件のうち函館圏が150、札幌圏が139、その他が215ということにはなっております。以上です。率につきましては、道内が合計535件中504件で、そのうち函館の割合がおおむね28パーセント、札幌圏がおおむね26パーセント、あとその他が残りの46パーセントということになっております。以上です。</p>
<p>議長 山田議員</p>	<p>5番、山田議員</p> <p>今の回答を聞いてやはり函館、札幌の方からも来ているということが分かりました。それで利</p>

<p>議 長 農 林 商 工 課 主 幹</p>	<p>用者の内訳としてはやはりリピーターの利用も相当数あると思うのですが、やはり新規利用者の確保ということもやっぱり目標としなければいけないと思います。それで新規の利用者の増加が見込めないということございますが、何か直接的な起爆剤と言うか、何かこう新しい利用者を増やす何かがあれば教えていただきたいと思います。</p> <p>農林商工課主幹</p> <p>まず1点目のリピーターのお話に関しまして、はちょっと正確なデータではないんですが、リピーターはおおむね3割程度ということで、年に複数回来ている方もいらっしゃるということです。また、これから新規利用者の確保という点につきましては、やはり今までのような広告の出し方だと現状が続くだけなのかなと考えまして、少し来年度以降は違ったアプローチをしてみたいというのは課内では検討しております。具体的にはやはり先ほど答弁の中でもちょっと触れたんですけども、近くにダムがあるということで実は全国にダムマニアという方たちもたくさんいらっしゃるんですよ。そういった方々のアプローチなんかもしていければ少し新たな顧客を確保できるということにもなっていくのかなということで現在検討中ではありますが、そういったことにも取り組んでいきたいと考えております。以上です。</p>
<p>議 長 山 田 議 員</p>	<p>5番、山田議員</p> <p>私もその通りだと思います。例年通りやっぱり雑誌、専門誌等に掲載し、ピーアールを行っていくことが大事ではないかと思います。また、当町におかれましては道の駅、24時間トイレの拡張整備の計画ということも所管事務調査で説明を受けておりますが、なおさら道の駅に無料で停められるキャンピングカーなどが入るとこのハチャムの森というのはさらなるピンチに立たさ</p>

<p>議 長 農 林 商 工 課 主 幹</p>	<p>れるのではないのでしょうか。やはり厚沢部下地区、やはり一極集中となるような、そのような心配をしているんですが、その件に関してはどのように。</p> <p>農林商工課主幹</p> <p>確かにご質問いただいたとおり道の駅にキャンピングカーが停まっているということは結構目にする光景だとは思いますが。ただ、去年今年の利用の数値を見た限りでは、それによって利用者が落ち込んでいるってというようなことでもないのかなと逆に言えば考えております。やはりその要因といたしましては棲み分けができるのかなと。やはりキャンプ場に来る人っていうのは自然体験もしたいし、そこを拠点にいろんなところを回るっていうこともありますので、全て道の駅に流れていくということはないのかなと思います。ただ、やはりキャンプ場も道の駅も利用者の増加っていうのはやはり必須のこととございますので、逆にうまく道の駅とキャンプ場が連携できるような方策が考えていければいろいろ観光振興だとか、町の経済性に寄与していけるのかなと思ひまして、そのへんも今後検討させていただければと思います。以上です。</p>
<p>議 長 山 田 議 員</p>	<p>5番、山田議員</p> <p>関連機関とともに連帯し集客の方策なども検討していただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、最後5点目ですが、今後の方針または改善方法についての回答いただきましたが、運営にはやはり今後も一般財源が必要であるとの回答がありました。私は行政に任せるだけでなく、我々もやっぱりキャンプ場の運営が町の利益になるよう町民の利用や観光振興への波及効果が拡大するよう努めてまいりたいと思ひます。</p> <p>それで、一番最後になるのですが、ハチャムの森に対しての私のこの一つの提案なんですが、</p>

<p>議 長 農林商工課主幹</p>	<p>まず一つ目は現在ハチャムの森の利用はペットの入場が禁止ということになっているんですよ。これをペット入場化にするということと、併せてドッグランの設置がいいと思うのですが、そのへんに対してお考えをお聞きしたいのと、あと日本のペットとしての犬と猫の飼育率は約23パーセントと言われております。日本の5件に1件がやはり家庭で犬や猫を飼っている状況でございます。そのうち犬が約13パーセント、猫が10パーセントということでありまして。そのほとんどが町の市街地で飼われているようことであれば、たまには伸び伸びと運動させることのできる場所へ連れていきたいという思うことがあると思います。ということは入場が可能であれば自然豊かな厚沢部町の特徴を活かし、少なからずそのような新規利用者の増加が見込めるのではないかと考えております。いろいろな研修もさせてもらった中で、やっぱり道の駅などでも今やドッグランの設置なども取り入れられているところはたくさんございます。そういう面で見るとそのようなドッグランの設置などとかそういうことへの考えはございますか。まだこれは結構先の話だと思うんですが。</p> <p>農林商工課主幹</p> <p>まず、こういった中で具体的なご提言していただけるってことは大変ありがたいことで、いろいろ参考にさせていただき、また、私たちも勉強させていただきたいと思っております。今回ご提案いただいたペットだとか、ドッグランというお話なのですが、やはりペットの入場につきましては、他のお客様もおりますので、結構影響の大きいことなのかなと思っておりますので、本当に可能なかどうか、あと、例えば管理の面でも今まで通りの管理ってということにはいかないのかなと思っておりますので少し持ち帰って検討させていただいて、また、もちろんできるできない、どちらか</p>
------------------------	--

<p>議 長 山 田 議 員</p>	<p>の結果になるかとは思いますが、またご回答させていただければと思います。以上です。</p> <p>5番、山田議員</p> <p>了解しました。それと、あともう一つですが、ハチャムの森とうずら温泉との距離は約7キロメートルというところですが、時間にしてほしい10分弱であります。この2つの連動を考えて、これは予算もかなりかかるというところではございますが、ハチャムの森の近くに新規な基準のパークゴルフコースを設置するという考えはどうかというような考えもあります。また、札幌など大きな町の近郊ではやはり町内会や老人クラブ、パークゴルフクラブなどが少し離れたパークゴルフ場にバスでかけ、終わった後温泉に浸かって帰るだとか、一泊して帰るということが比較的よく見られる光景でございます。新町のコースは良いコースではありますが、長さが少し短いため、大きな大会にもってこられないということもお聞きしております。この際新規の基準のコース整備をし、大勢の参加の見込める大会をもってきたりして、終わった後、うずら温泉に入り、温泉やハチャムの森に泊まってもらうというような、このような活動併せて考えることのできるこのパークゴルフ場の設置を思い切って検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長 副 町 長</p>	<p>副町長</p> <p>建設的なご意見だと思います。ただ、パークゴルフ場あそこに作った場合に、たぶん先ほどの赤いのがさらに大きくなるだろうという。ただ、本当に利用増進するというような考え方で作るのであれば特に問題ないと思いますけども。土地的にもどうなのかということもございますが、そういうふうな形だと思います。ペット等でございますけども、先ほど申しました通り、リピー</p>

ターが3、4割いるわけでございます。この人達はやはりあそこが静かな環境がいいっていうことで来ていると思いますので。そのへんとの兼ね合いがどうなのかなと。例えば、ペット可能であれば割とこう距離を離れたところでキャンプができるようなことができるのかどうかということでございます。それと利用者の拡大でございますけども、あそこを使っている7割の方は小学生含む家族なんですよ。ですから、もし、もしと言うか増やす手段としてはその函館圏、札幌圏の小学校へのピーアール、直接のピーアールというのが一番効果的なのかなというふうに思っております。ただ一方で、近年の少子化でございますし、なかなか厳しいところだと思いますし、先ほどの道の駅の影響というのも本来あそこに停めて一泊するというのは、ルール違反のような気がしますけども。どこも道の駅、立派なのできてまして、3千円なり5千円支出するのが少し億劫だという人達はやはり、特に高齢で夫婦二人で旅している方というのは、道の駅の利用の方が多くて、どちらかという子どもいると道の駅じゃなくて、ああいうきちんとしたキャンプ場に泊まるという人たちが多いということで、そういうところにピーアールをしていきたいなと思います。それと、波及効果的に言いますと、結構風呂が無いものですから、うずら温泉の方まで風呂入ってきている人いるということと、翌日食事もしてくれる人もいるということでございますので、そのへん町の施設なのであそこに特別なピーアールというのは何もしていないわけですよ。そのへん少しうずら温泉のピーアール、それとバーベキュー、ほとんどの方がバーベキューやるということなので、町内の肉屋さんのチラシなんかあそこに置いておいたほうが、今までは町の施設なのでっていうことで置いてないんですけども。そのへんは少し融通利かせてもいいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。それと町内の利用でござ

	<p>ざいますけども、かつて山田議員おっしゃられるとおり私も結構あそこに泊まりに行ったんですよ、子ども会とか何かやる時に。今子ども会とPTAの活動が若干落ち込んでいるような感じもしております。今使っているのは館小学校だけは毎年来てくれるというお話でありましたので、鶉、厚沢部の小学校にもよく利用していただくようしたいと思います。それと、結局は特徴を出していかないといけないと思います。先ほど言いました星空キャンプなどでありますと、私からすると、あの山と山に囲まれたところなので大した星見えないのかなと思いますけども、専門家の方に聞くと非常に良い場所だという話でございました。外の光も来ないし絶好のシチュエーションであるということなので、そのへんでの売り出しももっと力を入れてやっていきたいなと思っております。</p>
<p>議 長 山 田 議 員</p>	<p>5 番、山田議員 今、回答いただいたとおり、少しでも地域の方々にも利用していただき、また少しでも多くの利用者が増加することを目指し、積極的な検討していただくことを期待し、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>一般質問の通告は以上であります。これをもって終結します。</p>
<p>議 長</p>	<p>審議の途中ではありますが、休憩して昼食といたします。午後は1時から再開いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(1 2 : 0 8) 午前中に引き続き会議を開きます。これより議事に入ります。(1 3 : 0 0)</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第6 議案第1号令和元年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案の説明を求めます。</p>

議 長 税 務 財 政 課 長	<p>税務財政課長</p> <p>議案第1号の令和元年度厚沢部町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。（議案内容説明省略）</p>
議 長 議 長 議 長 佐 々 木 議 員	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>最初に歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は8ページから17ページまでです。</p> <p>10番、佐々木議員</p> <p>14ページです。町有地売り払い、不動産売り払い収入という部分です。これについては議員協議会で3回ほど協議して本日の運びとなっておりますと思いますけども。私の認識としてはですね、売買契約を結んで、そして工事を進めるとというのが道理でないかというふうに思っているわけですけども、そういうふうにはなっていないというような部分も含めましてですね。6点にわたってお聞きいたします。1つはですね、売買契約に至る経過という部分です。2つ目には事業着手の許可は誰が認め、出したのかと。そしてまた3つ目は行政財産、有休資産の使用許可の定義。そして4つ目には町有地の貸付け条例。そして5つ目には町有地の売り払いに関する条例、この条例2つあるのかと。そして6つ目です。8月6日に購入予定企業との貸付け契約をしておりますけども、その契約書を請求いたします。</p>
議 長 佐 々 木 議 員	<p>10番佐々木議員、もう一度6点の件について再度。</p> <p>6番目はですね。</p>
議 長 佐 々 木 議 員	<p>1番目から6番目まで再度。</p> <p>売買契約に至る経過。2つ目に事業着手の許可。これは誰が認め、出したという部分。3つ目</p>

<p>議 副 町 長</p>	<p>に行政財産、有休資産の使用許可の定義はどうなっているかと。4つ目が町有地の貸し付けに関する条例、そしてまた売買に関する条例、この条例2つあるのかという部分。そして6つ目にですね8月6日に購入予定企業と貸付契約書を結んでますけども、その契約書の請求。どういう契約内容になっているのかという部分を開示していただきたいということです。</p> <p>副町長</p> <p>今3回の議員協議会でということでございます。最初、8月だったわけでございますが、中学校のグラウンドを借りて車庫でしたか、を建てたいという計画を受けまして、そういう旨を協議会に諮ったところでございます。その際、計画には反対はないんだなということで、その時議論になったのはいわゆる建物を建てるのであれば、貸すのではなくて売ったらどうだと。こういうことが議論されたところだと思います。そういうことで計画そのものについては地域産業の育成なりで、異論はないのではないかとというふうに判断させていただいたところでございます。それを受けまして当事者と、時期がお盆前後だと思いますがお話させてもらったところ、購入する方向で合意したということでございます。購入する意思はあるということでございます。ただ、面積等につきましては、測量、分筆しないとはっきりしないということもありましたので、額もおおよその額の合意であったかなと思います。その後、9月の議員協議会で用途区分を含む単価について、これでいかがでしょうかということで議員協議会で説明させていただいたところでございます。その際、議論となったのはいわゆる建物、中学校の利用と齟齬がないかとどうかということとそれと測量代がかかります、その測量代についての取り扱いはどうなっているんだということが話題と言うか議論されたところでございます。測量代、経費についても上乗せした形での売買</p>
----------------	--

になるだろうという話をさせていただいたところでございます。そのあと3回目がこないだの12月に入ってからのことございまして、公売しなかったこと等についての質問があったところでございます。ただ、建物の場合、町の未利用の建物の場合は今までも南館会館、城丘会館、清水の学校、美和の学校等も含めて広く応募して貸付け等をしているところでございますが、大面積の未利用地につきましては、要望あった利活用計画を政策的に判断し売買しているところでございます。一番直近でありますと、美和の牧場の太陽光発電。その前ですと、ちょっと暮らしの住宅の上里と本町。それとそのだいぶ前になりますが、焼酎工場ということで。いわゆる公売ということでなくて政策的に要望のあった利活用を判断し、議員協議会に相談しながらかけさせていただいているところでございます。ただ、今回の8月の議員協議会を受け、計画には賛同しているものという考えが強すぎて、8月の二十何日の貸し付け、先ほどありました開示を求められております貸付けした話について、9月の議員協議会できちんと説明する旨の必要があったかなというふうに思っているところでございます。そのへん、今後はより丁寧な行政運営を心掛けてまいりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。それと事業着手につきましては、8月26日に年内の完成をみたいということで申し出がありまして、それを前提にして貸付けしているところでございます。実際の着工は10月の20日頃だというふうに聞いております。

佐々木議員
副町長

今1番の経緯だから、2番目の事業着手。誰が許可して…。

それはですから先ほど申しました通り8月26日に賃貸契約している段階での、当初貸付けて最後売買するという形での、何て言うんですか、その賃貸すること自体で許可をしているということでございますので8月26日ということでございます。当然、現状復旧等の文言は入ってお

議 議 農 林 商 工 課 主 幹	長 長 農 林 商 工 課 主 幹	<p>ります。</p> <p>町側の方から賃貸契約書、議員に提示していただけるか。</p> <p>農林商工課主幹</p> <p>ご質問3つ目の行政財産の使用許可の定義について、また条例についての定義でございますが、行政財産とは地方自治法の規定に、公有財産というものが定義されてまして、こちらにつきましましては公用の使用が終わっておりますのですでに普通財産ということになります。普通財産であれば町には公有財産の条例としまして厚沢部町行政財産の使用料徴収条例というものがございますが、すでに行政財産ではないのでこちらの条例は適用されていないということになりますので、一般的な賃貸契約なり何なりを交わして対応するという形になります。以上です。</p>
議 議 議	長 長 長	<p>暫時休憩します。（13：20）</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。審議を続行いたします。（13：26）</p> <p>ただいま10番佐々木議員の申し出により賃貸契約書、土地無償貸与契約書を配布をいたしました。これに基づきまして今後の質問をお願いをいたします。</p>
議 佐 々 木 議 員 議 佐 々 木 議 員 議 税 務 財 政 課 長	長 議 員 長 議 員 長	<p>10番、佐々木議員</p> <p>4番、5番の答弁が無いので、ここをお願いします。</p> <p>4番、5番とは。</p> <p>条例関係。</p> <p>税務財政課長</p> <p>先ほど説明があった通り財産の中には行政財産と普通財産がありまして、行政財産というのは</p>

<p>議 長 佐々木議員</p>	<p>休校になる前の学校の用地ですとかそういった目的で使われているものが行政財産となっておりまして、ここ廃校となってしまいましたので普通財産となったところで、それについての貸し付けですとかそういった条例はありません。</p> <p>10番、佐々木議員</p> <p>今回の案件については、3回の協議はしたけれども政策的判断の中で賃貸契約を結んだ中で進んだということですが、ただいま契約書を見せてもらいましたけれども、土地無償貸与契約と、この部分については何ら協議無かったんですよね。この点についてはどうなんですか。それでも不足しているんでないですか、と私は思うんですけども、いかがなものでしょうか。賃貸契約ということは賃貸料、それが1つと賃貸契約ということは利用料が発生するということですよ。この部分について先ほど答弁の方にもあったんですけども、使用料の条例というかそういうふうな中には土地についての貸し付けとか、そういうふうな要綱というか面積的な要件で例えば1,000平方メートルであればなにがしの金額、また、要件違いますけどもそういった規定は設けられているのでしょうか。</p>
<p>議 長 副 町 長</p>	<p>副町長</p> <p>先ほども話した通り一番最初の議員協議会の中で貸付けるっていう話で協議させてもらったところですが、協議会の中で建物を建てるのであれば、それは貸すというよりも買ってもらう方だろうという議論があったところですが、そこで我々の方としては、計画そのものは買ってもらえるかどうか協議しなさいっていう話だったと思うんですよ。ですからこっちの方で計画そのものには何も反対が無いんだなというふうに判断させていただいたところでありまし</p>

		<p>て、いわゆる借り手の方と売買する方向でいかがでしょうかという話をさせていただいたところ でございます。ですから、その時点でそちらの方も、じゃあ買いますよと、買う方向で進みます ということになったところです。ただ、その時点での売買は当然面積も大きいので議案にもなっ てきます。そこで年内の建物の完成もしたいという希望もございまして、じゃあそれまでの間は 賃貸でということに結ばせてもらったところでございます。ただ、ですから前提としては計画 そのものに対しての反対はないというふうに判断させてもらって進んできたところだというこ とでございます。</p>
議	長	<p>先ほど佐々木議員が言った協議会で議会側として土地の無償貸与を議会として認めた認識はな いということについては町はどのような理由からこの契約書を作ったかということをもう一度説 明してください。</p>
副	町長	<p>何回も同じ答えになるわけですが、事前に計画を説明させていただいた時には、いわ ゆる借りるか売るか、貸す方向で協議させていただいたのですけれども、売る方向で考えな さいということでありました。ですからうちとしてはまず計画そのものには反対はないと、異論は ないんだなという判断させてもらったところでございます。そこで相手方と話をし、それでは 買う方向で考えますという話でございましたので…。</p>
議	長	<p>売るまでの間は無償貸与というふうなことを議会としては認めたわけではないのですが。そこ まで話をしていないという佐々木議員の話なんです。</p>
副	町長	<p>そのへん、ちょっと多少前後になるわけですが、9月の議員協議会の中で若干触れさ せてもらっているのが、とりあえずは貸して建物を建てる準備をするようなことで話をしている</p>

佐々木議員	<p>という話をさせてもらったところでございますが、その時の議員協議会の中ではいわゆる売る時の話、いわゆる用途区分を含む単価の話だとか測量経費の扱いの方に議論が集中しまして、貸している状況というのを詳しく説明はしていなかったことは反省しているところでございます。</p>
議 長	<p>議長、答弁漏れあります。使用料条例の中に土地に関する、金額とかそういう明示されているかという部分、答弁ございません。</p>
税務財政課長	<p>答弁漏れを認めまして、税務財政課長。</p> <p>使用料の中にあるかという話でございますが、この関係の普通財産につきましては、行政財産はありますが普通財産についてはありません。ただ、近くで土地貸している普通財産もありまして、その関係で貸す際は評価額等々を判断して値段をつけて貸している事例はあります。</p>
議 長	<p>副町長</p> <p>最終的に買ってもらえるという状況の中で、無償という判断させていただいたところですが、本来、ただ貸すのであれば当然無償ということにはならないわけでございますが、最終的に買うということでもございましたので、その間ということで、無償という形をとらせていただきました。当然その契約がうまくいかなかった場合等につきましては、元に戻してもらうような文言もつけながら賃貸契約を結んだところでございます。</p>
議 長	<p>副町長、だいたいそういうふうな状況で無償貸与、貸付契約を交わしたということは理解できるんですけども、議会にその無償貸与契約を交わしたという報告が無かったのはなぜだというふうなことも含めて言ってください。</p>
副 町 長	<p>事前にということですか。9月の議員協議会の中で私の方も、何回も答えさせてもらっている</p>

		<p>んですけども、いわゆる計画そのものは異論無いというイメージでございましたので、売るか貸すかという話でやって、最終的に買ってもらえる方向で進めることだけを説明させていただいたところでございます、そのへんその何日か前に貸付けているという詳しい説明についてきちんとしなかったことは反省しているところでございます。</p>
議	長	<p>佐々木議員、3回使い果たしました。質問は3回で。</p>
佐々木議員		<p>3回って、答弁足りないから聞いているんだよ。そういうの回数に入らないでしょ。</p>
議	長	<p>基本的にはそういうのも質問の回数に入っています。</p>
議	長	<p>それだったら作為的に答弁しないば、おかしいよ、それ、議長。</p>
議	長	<p>今、そしたら私の権限でもう一度質問いいですけど、詳しい内容、どこどこの答弁が漏れてたっていうのも含めてもう一度質問お願いします。</p>
佐々木議員		<p>答弁はもらいました。回数の制限でかい。</p>
議	長	<p>何を答弁漏れをしていたかと。</p>
佐々木議員		<p>最初の4番、5番、私は答弁無かったということでどうなったんだということで聞いたんですよ。答弁漏れであると判断して私が聞いたんです。</p>
議	長	<p>4番、5番の行政財産、普通財産の説明ですか。</p>
佐々木議員		<p>そこは答弁漏れだったので、どうなんだということで聞いたのを回数に入れてもらうということは納得いかないということです。</p>
議	長	<p>分かりました。その行政財産、普通財産の条例的なことについての質疑はもう理解したということによろしいですか。</p>

佐々木議員	答弁がございましたので、理解いたしました。
議長	それでは3回目の質問といたしますので質問お願いいたします。
佐々木議員	<p>今回のですね、こういう大規模な面積要件、金額等について大変大きい内容でございます。こういったものをですね、議員協議会云々で判断、決定していくというなんて、私なんかこれは問題ということではないですけども、そのあり方というのをですね、ちょっと今後考えていかなければならないなと率直に思った次第であります。政策的な判断というようなことで執り進めたってことはですね、議員協議会の中でも概ねそういう方向で進んだらどうだというようなことなので意義はございませんけども、やっぱりきちんと順序立てしてですね、町民に理解される方策をですね、きちっと構築していかないとんでも議員協議会で物事、賛成得たから政策的な部分で進むというあり方にはですね、疑問を呈しているところでございます。今後そういった部分についてはですね、一般質問、そういった中できちっとした体制づくりを進めたいなというふうに考えているところでございます。</p>
議長	具体的な質問事項は。
佐々木議員	無い。
議長	答弁はいらないですか、今の件について。
佐々木議員	いらない。
議長	2番、山崎議員
山崎議員	<p>今の佐々木議員のちょっと関連あるんですが。私どもはいろいろ議員協議会でいろいろ情報提供を受けたりもしましたけれども、ここでこの契約書にあるように無償ということは私はどうも</p>

	<p>そういう議論した記憶無いんですよ。ただ貸付するってことはありました。そして、売買するってこともありましたけども、無償貸付って言葉が議員の中でそういう議論が無かったというような気がして、今これ見てびっくりしました。それと、この今日の提案はまだ町の所有地の処分を議会決定されていないんですよ。議会決定されていないわけですよ。今議案第14号でかかるわけですよ、町有地の処分については。そして議会決定される。その議会決定されない前にもうこっちの補正でもう歳入でみてもらうってことはどういうんですかね。したら議会必要ないですね、これであれば。私どもはやっぱし議会決定をしたうえでね、こういうことであればいいんですけども。それはそれでたぶん言い分あるんだろうと思うんですけどもさ。私おかしい。だからまず一つね、順序が逆でないかと思えます。そのへんちょっと一つ説明お願いします。</p>
<p>議副町</p>	<p>副町長 その議会、議会でいろいろなやり方がございます。うちは過去から予算を先にやって単項議案をやるという慣例になっているわけですが、逆のところもございます。ですから、そういう議会のやり方の違いになるわけですが。</p>
<p>議副町</p>	<p>長 無償貸与の件ももう一遍説明してください。 佐々木議員のところも話しましたがけれども、無償貸与するという、確かにそういう話は説明詳しくはしておりませんでした。ですから、そのへんは我々も反省しているし、今後丁寧な行政運営を心掛けていくつもりです。ただ、何回もお話していますが、計画自体には反対はない、いわゆる貸与するという話だったんですけども、いや、貸与じゃなくて売買にきなさいという方向で考えたらどうかということで我々はそういう方向でお話をさせていただいたと、そしたらある程</p>

	<p>度合意得られたということでそれまでの間、貸与という形で最終的には無償貸与するということはないんですけども、最終的には買ってもらえるものだという前提のもとに無償ということで対応させていただいたということでございます。</p>
<p>議長 山崎議員</p>	<p>2番、山崎議員</p> <p>私も協議会でお話させていただきましたけれども、やっぱり町有地のこういう売買というのは透明性を確保しなきゃならないと思うんですよ。今回は公募したわけでもないし、それはね、この大きなだからやっぱり優先的な企業ということも分かるような気がしたけれどもね。やっぱり場合によっては公募すれば、まだ複数のそういう地元でもね、利用者が出るかもしれないしね。そういうようなことを経ているのであれば、無償でもそれでも理解はするんですけども。それやらないのであれば特定の人に利益供用するみたいな格好になるんでないですかね。そういうふうに捉われてもしょうがないような気がするんですよ。だからそのへんはやっぱりかなりこういう注意をして進めていかないとだめだなって。私は、これは協議会の中で私は発言しました。だから、今回はそれがなかったわけですから、やっぱりそれだけのやっぱりきちっとした注意を払いながら進めていかなければならないというように私は思っております。</p>
<p>議長 山崎議員 議長 浜塚議員</p>	<p>で、質問ありますか。</p> <p>いや、今副町長改めると言っているからいいよ。</p> <p>8番、浜塚議員</p> <p>今の無償貸与の関係ですけども、無償貸し付けですね。貸貸ってなっているんですけども。それで8月1日の5ページの協議会の議事録一番下の町長の答弁のところ見てください。8月1日</p>

議
町

長
長

の5ページ一番下。いいですか。この貸付契約書の152の1番の土地のことかと思えますけども、もう関係あると思えます。一番下真ん中へんから下ですけども、これは無償ではありませんのでそのへんは誤解のないようにっていう話をされております。先ほどから副町長話されてましたけれども、買ってもらうんだから売るまでは無償ですよっていう、そういう意味とは私、その時はとっておきません。ですので、そのへんの経過ですか、そういうことあったかお知らせ願いたいと思えます。

町長

ちょっと行き違いが出たようではありますが、私の説明したこの管理等してもらうというふうなことは申しました。これは、まずその前段の話からもう一度思い出してほしい。あそこの土地に車庫を建てたいので細畑林業の方からあそこの部分的なものだけ貸してほしい、こういう要請でした。それを議員協議会でお諮りしたところで。そして、車庫を建てる部分として約半分5,530平米、グラウンドの半分からですね、仕切りのところまで。それを貸してほしいということで協議をした時に、これももちろん貸すって決まりは有料になるわけですから、当たり前の話だ、これは。そして、それを皆さん方にお諮りしたら、これは半分残してもらっても、全部買ってもらえと、こういう話になります。全部買ってもらうのに細畑林業と協議をした結果、じゃあうちは全部買いますと。買いますということで、買うということは地番界から全部境界まで明確になきゃいけません。そうなるとう測量しまして、境界をきちっと出すためには買う方の方が負担するということが当たり前になるわけです。その掛かるのが88万円くらい掛かるけども、それをもって自分の方で測ってもらって買います、こういうことになったわけですね。だからこれは本

来、貸していいですかっていう時、即測量が終わって、早く終われば何日もかからないで売買の契約もあったわけです。ところが測量したら、約1か月くらいかかったな。1か月くらいかかって、全部杭が入って、それでこの約1万2,000平米という面積が出され、そのうちの宅地、それからグラウンド部分、それから山の部分、これを全部地番ごとに出したわけです。これが買ってもらう方の条件です。細畑さんの条件、これ88万円もちますという条件。だから、普通であればグラウンド欲しい、そういう測量だなんだの全部測って経費までもつなら、それならいい話には普通なるんですけども。それを敢えて買ってもらう。これ半分ですね、売ったとすれば、管理上うちの方は困るからこの残った部分も、除草だとかこういうものは全部管理してくださいよという話はしているんです、細畑さんにね。けどもこれ、最終的に細畑さんの方に全筆買ってもらうということにしましたので、議会の方でこれ買ってもらった方がいいという話を続けてやっているんですよ、これはね。日にち置かないで。ただ、事務的な手数料、測量だとかこういうものの地番だとか、そういうものを調査している期間、約1か月のずれがあったからこういうように無償の部分が出てしまったんですけども。本来なら次の日終わっているはず。だから、こういうふうに買ってもらうという段階では賃貸ではなく、売買になる。ただ、行政の場合は、売買する場合には、予算化するなりそういう契約というもののオーケー無ければ、正式な売買登記できないわけですから。それが今になったということでもあります。ですから、どうもこの2回、3回の協議会の中で、どのへんが理解できなかったのかなというふうな、私はそういう思いをしているところであります。

浜 塚 議 員

私、理解できないとは言ってません。貸付けしてね、無償でして売るんだから、タダにするん

<p>議 長 浜 塚 議 員</p>	<p>です、そういう考えなんですかって私、問いただしております。それと、測量経費につきましては、これ売買、当事者の合意でもってどっちが負担しようそれは、当事者の合意ですから。ということだと私は思います。それと、これ、150の1番地というのは当初は、当初はですよ、8月1日の1ページ目、合浦財政課長言うのは全面積にするっていう話してましたよね。全面積を借りたいっていう。違いましたか。そうですよね。それで、これ一つ議会事務局で起こしたと思いますけども、グラウンドの前面積、この前っていうのは前と書いています。オールですよ。ね。</p> <p>何ページ。</p> <p>1ページ。5行目。グラウンド前面積って書いてました。前でなくオール、全部ですよ。気を付けてください。そんなことより私はね、最初からグラウンド全部を借りたいんでしょっていう気で思ったんですが、何かそれではっていうことでね。面積も多くなるだろうし、額も大きくなるから、という部分もあったかと思えますけども。こういうような話でなくて、その無償という部分を私、勘違いしたかも分かんないですけども、そういうふうなことで質問した次第でございます。私は今町長言ったようなことではございませんので。</p>
<p>議 長 浜 塚 議 員 議 長 議 長 中 山 議 員</p>	<p>浜塚議員、質問は無いんですか。</p> <p>質問はいいです。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>1番、中山議員</p> <p>先ほど山崎議員から出た単項議案を先にやるのか、それとも一般補正予算の中で協議するのか</p>

	<p>と。議運の中でもこの件についてはちょっと揉めた経緯あったんですけども、今回は今やった方法で先に補正予算をやろうということで単項議案につきましては、あとで審議にしようということで決めました。私も今山崎議員に言われて、前からこういうやり方でいいのかどうかってのは疑問に思っていたところがございますので、今後議運においてこの単項議案を先にやるべきでないかなって感じは受けてます。そういう中で今後議運の中で協議した中で進めていきたいというふうに思いますので今後よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>中山議運の委員長、それにつきましては議運で協議することは結構なことです。ただ、それが全て議運の結論になるか、また別の問題で、町側と十分話し合いをしていくということになるかと思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p>
<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>2 番、山崎議員 歳入の 8 ページでありますけども、農林水産業費負担金で国営相和地区農地開発事業費過年度負担金 3, 0 2 4 万 5 千円、歳入で計上しておりますけども、内訳と言ひましょるか、どういう根拠でこうなるのか、それちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。</p>
<p>議 長 農 林 商 工 課 主 幹</p>	<p>農林商工課主幹 8 ページの国営相和地区農地開発事業費過年度負担金の内訳についてでございますが、まず補正予算 3, 0 2 4 万 5 千円となっておりますが、当初予算に 4 0 0 万円をみておりますので、現在まで納付無込み額は 3, 4 2 4 万 5 千円となっております。そのうち、内訳でございますが、現在までの収入済みが 1, 9 8 5 万円。こちらはですね相続財産管理を終了したものが 1, 8 0</p>

<p>議 長</p> <p>農林商工課主幹</p>	<p>8万円、そして、その他定期納付、随時納付で177万円。また、その後12月末に収入確定しているもの、こちらすでに押さえているんですが、それが財産処分の関連で1,439万円。これを合計しまして3,024万5千円ということになっております。以上です。</p> <p>2番山崎議員、質問回数使い終わりましたので、私の方から主幹に尋ねますけれども。この度の20何番の方の財産の収入のことを山崎議員はどれくらいあったんだと、そういうような、この3,024万5千円のうちどれくらいあったんだということを聞きたいと、そういう趣旨の質問だと思うんです。</p> <p>後段の1,400万円の方をもうちょっと細かくってことでいいですか。これから納付される収入が確定している1,439万円の経過とその内訳ってということのお話だと思います。まず、この方につきましては、昨年末ですね、営農が破綻しまして、それで財産の売却を始めるということになっております。それで売却した財産なんですが、現況農地を売却しまして残りは現在差し押さえ中でございます。で、その農地につきましては、その前にですね、この農地の売買につきましては、農地中間管理機構による農地保有合理化事業、これはですね農地中間管理機構がいったんこの方から買い上げて現在の耕作者に一時的に貸し付ける、そして5年後売買するような形で、ということで収入確定、今後入ってくるものの1,439万円の内訳でございますが、そういったことで田と畑をまず売買しまして、この価格算定につきましては、農地中間管理機構が関連していますので最終的な決定額は管理機構の方で定めております。あと何か。相続財産管理の方もですか。相続財産管理の方は若干経過に触れながら説明させていただきます。まず、本人は平成26年10月に死亡しまして、翌27年1月に全員が相続放棄をしたと。そして、27年</p>
---------------------------	--

議	<p>5月に相続財産管理人の申し立てがされまして、その後財産処分をしまして、平成31年4月2日、つまり今年度に入ってからその相続財産管理に対する配当があったということで合計金額が1,808万円ということで配当されています。この件につきましては、先ほど申しました通り、すでに相続人がいない、そしてすべての財産処分が終わったということでこれ以上の収入にはならないということになります。以上です。</p>
議	<p>長 詳しい説明、経緯まで聞いてなくて金額だけ話していただければそれで良かったんですけども。</p>
議	<p>長 他に質疑ありませんか。</p>
議	<p>長 それでは次に歳出の質疑に入ります。</p>
議	<p>長 歳出は2つに分けます。はじめに1款議会費から3款民生費までの18ページから24ページまでとし、次に4款衛生費から12款公債費までの25ページから32ページまでとします。</p>
山 崎 議 員	<p>長 それでは最初に1款議会費から3款民生費まで、ページ数は18ページから24ページまでです。</p> <p>2番、山崎議員</p> <p>23ページの老人福祉費にこの度390万7千円の補正が計上されておりますけれども、その説明は高齢者等生活支援業務委託料というふうになっておりますが、これは今までいろいろ協議された檜山介護の事業休止という、その後の事業を起こすというそのことだろうと思っておりますけれども、この390万円っていうものの積算、どのような根拠でこのくらいの補正というふうになるのか一つお知らせ願いたいと思っておりますし、また、私も発言しましたが、今新たに介</p>

<p>議 長 保 健 福 祉 課 長</p>	<p>護事業を素敵な過疎で継いでもらうってということなんで、今後の見通しとしてはこういうようなものがどういような形で見通しをつけているのかってということも併せて説明していただければありがたいです。</p> <p>保健福祉課長</p> <p>この390万7千円、これの関係でございますが、議員がおっしゃる通り、これ檜山介護の訪問介護支援事業、これが撤退したことによりまして素敵な過疎づくり株式会社、こちらの方に福祉部門を新設して今まで利用していた方が困らないように1月から動きだしたいということでありまして、これの金額の内訳につきましてはまず、この事業を行うにあたりましての初期経費、電話の設置とか、介護請求システムとか、記録用紙とか、消耗品、あと車の燃料代とか諸々ありますが、これらが初期投資分として68万7千円ほど計上して、その他にですね、運営費としてまず収支ですが、まず1か月17万5千円くらい赤字ということで見込んで、これの1月、2月、3月の3か月分。それと介護報酬、これが2か月半くらいですね、遅れて入ってくるものですから、3月の末くらいでないと入らないと、そういうようなことから計算しまして、これがだいたい234万円くらいでありますので、運営費としては286万5千円。これを合計しますと355万2千円になります。ただ、これ素敵な過疎づくりの方にですね、行わせるということで委託料としての契約になりますので、消費税が掛かってきます。今言った355万2千円に消費税を加えた金額が390万7千円ということで計上させていただいております。あと、今後の見通しであります。まず、初年度、令和元年度につきましては今言ったような金額で算定いたしました。次年度につきましてもだいたい同じような340万円ほどぐらいの経費掛かるんで、そ</p>
----------------------------	--

<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>れのまた委託掛けるとしたら消費税掛かると。ただ、その後につきましては、徐々に利用者数も増えてくるんで若干ずつではありますが、上がってくるとは思いますが、まだまだ赤字は続くと思います。そういうことからですね、町としましても素敵な過疎づくり、今回は応急的に素敵な過疎づくりの方を委託かけようとしておりますが、今後は社会福祉協議会なり新しい会社をどこか見つけるとか、そういうような方向を検討して協力的にやっていきたいと思っております。</p> <p>6 番、香川議員</p>
<p>議 長 保 健 福 祉 課 長</p>	<p>2 4 ページの 3 款の 1、児童福祉総務費の中の説明の子ども子育て支援事業計画策定業務委託料とあります。委託先と詳しい業務内容を説明してください。</p> <p>保健福祉課長</p> <p>この子ども子育て支援事業計画であります、前回ですね平成 2 7 年から令和元年、今年度までの 5 年間で第一期として計画を立てて、その中で今回のこども園とかの設立も計画いたしました。その次令和 2 年度から令和 6 年度まで、これが第二期の計画期間として国の方からこういうものを策定しなさいと、そういうことで今進めている事業であります。この策定にかかります委託料につきましては、株式会社ぎょうせいさん、そちらの方と契約をしております、この策定計画、委員の方と今年度 3 回の会議を開いて計画策定する予定でおります。</p>
<p>議 長 高 田 議 員</p>	<p>9 番、高田議員</p> <p>同じページの認定こども園の運営費のところの賃金 1 4 0 万円ほどでてます。この内訳をご説明ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>保健福祉課長</p>

<p>保健福祉課長</p>	<p>賃金でありますけども、これ臨時の保育教諭等の賃金であります。当初ですね、予算組んだ時と言うか、このこども園を運営するにあたりまして、保育教諭の人数ですけども、子育て支援とかもありますので保健師さん1人含めた人数で18人ほどで予定しておりましたが、実際にはですね、正職員の保育教諭の方がこども園から抜けておりまして、今現在17人で4月から動いておるところでありまして、この1人分の抜けたところですね、各教室とかゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、そこらへんに主任教諭、そして副教諭と、そういうふうにつけていくんですけども、なかなか17人ではちょっと当初の計画通りには動かないものですから、どうしても臨時保育士さんのところにウエイトがかかってきておりまして、それでこの賃金等時間外手当、そちらの方が発生してこういうふうな状況となっております。</p>
<p>議長 高田議員</p>	<p>9番、高田議員 当初から1人減ったということで、子どもが増えてこういう可能性があるっていうふうに聞いたんですけど、そうではないということなので、現実、今後このやり方で少なくともこの年度以内やっつけていけるものなのですか。</p>
<p>議長 保健福祉課長</p>	<p>保健福祉課長 この金額的にはこれから3月までの分で動けるような状況で今計上しておりますが、保育士さん、どうしても足りなければ今の体制的にもちょっと無理かかるのではないかなということで9月頃からもう臨時の保育士さん等の募集はかけておりますが、現状としては今まだ応募してきている方がいないと。そういうことで現在、この臨時保育士さんの時間外分ということで今回計上させていただきます。</p>

<p>議 議 山 崎 議 員</p>	<p>長 長 員</p> <p>1 款議会費から 3 款民生費まで質疑ありませんか。</p> <p>2 番、山崎議員</p> <p>ちょっと先ほどの質問に関連して、ちょっと話す機会無くてですが、高齢者生活支援、私はこれ反対ではないんですが、ただ、やっぱり 400 万円弱のものを、かなりやっぱりコストっていうふうにして高いコストになるんだろうと思うんですよね。それが 20 人と 25 人を対象にしてのそういうですから。片一方では社協があってそういう町長よく言われる北海道に無いような 13 項目の生活支援サービスをやっていますと。片一方はこうだっというそういうことなんで。今私は、この生活支援というのは緊急避難的なもので、いずれ的にはこうやって将来やっぱり社会福祉と一緒になるとかって、そういう大きな枠組の中で高齢者生活支援というもの考えてほしいなというふうに思っているんです。そうでないとコストかかってかかって最後になったらどうしますかね、これ。私ども高齢者になりますんでね、町長だっその通りなんですよ。だからそうなるよね、やっぱり大変だと思うんで。やっぱりその受ける場所っていうの、それをきちっと整備したうえで、それを固めるって意味合いでこのいろんな今の緊急避難的なこういう事業起こすってことはいいんだけど。将来的にずっとこれで行くって言うんだったら、ちょっとコストかかりすぎるから、いずれの時期はかなりきつくなるなと思ったりもしているんですが。町長、そのへんの考え方はいかがでしょうか。</p>
<p>議 町</p>	<p>長 長</p> <p>町長</p> <p>その通りであります。今この 390 万円予算みてますけど、これ先ほど説明したように単なる運営だけじゃなくて、事務所一つ作るものですから、そういう中の設備関係が主なものでありま</p>

<p>議 議 議 上 戸 議 員</p>	<p>す。そういう中で、緊急的な話で1月1日からの扱いをどこもやってもらえるところが無いので、やむおえず町がやると。町がやるためには役場の机の上ではやれないので、こういう素敵な過疎づくりの会社をお願いをします。そこにはやる以上はそういう介護士だとかの人員を整備をする、そして今までと変わりなくやると。こういう考え方。そして、これは前から言っているように一時的なもの。やっぱり社協に委託している13項目のサービス事業だとか、今こういう単独になるもの、こういうものばらばらやっても仕方ありません。特老の方をお願いしていること。こういうもの散らばってやっているものですから。これは、今本来は民間がいけば、民間がよしやるぞっていうところがあれば、一括全部お願いしたいところ。けども、こういう田舎ではなかなかつかむことが困難でありますから。将来的にはそういう方向に持っていく考え方で今緊急避難的にやると、こういうことですのでそのように理解をしていただきたい。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>それでは次に4款衛生費から12款公債費まで、ページ数は25ページから32ページまでです。</p> <p>7番、上戸議員</p> <p>29ページの重点道の駅の整備事業費について伺いたいんですけども、補正額が95万9千円ということで、内訳をみると委託費がマイナス、公有財産購入費が340万円ほどマイナスになっていて、工事請負費が600万円も増えていると。当初から増えているんだと思うんですけども、特別なことやってこんなに金額上がったかどうか説明をお願いしたいというふうに思います。</p>
----------------------------------	--

議 副	町	長 長	<p>副町長</p> <p>重点道の駅整備事業について、社会資本整備総合交付金という国の補助金を使ってやっております。通常この交付金というのは北海道枠ってということで、北海道に枠がきて、それを各町村、奪い合うと言うとおかしいですけども、調整してやっていると。で、調整するっていうことは各町村でやり取りができるんですけども、この重点道の駅、厚沢部の道の駅については、いわゆる国から単独での補助金がついている社会資本整備ということでございまして、どこも調整するところが無いわけでございます。国としては補助金は返されないという状況でございまして、事業費の確定しておちた分をどこかで調整して実行していかなければならないということでございます。この606万円については、まだ発注されていないものでございます。具体的には今椰子の木の駐車場が舗装になってありますけれども、あれを剥いで若干土を動かすという事業費に使う予定でございます。要は国の補助金返還しないための事業費調整だというふうにご理解いただきたいと思っております。</p>
議 松	村	長 員	<p>4番、松村議員</p> <p>28ページの町有林管理費なんですけれども、250万円ほど補正しておりますけど、この面積と場所をちょっと教えていただきたいと思っております。</p>
議 農	林	長 主幹	<p>農林商工課主幹</p> <p>28ページの町有林の枝打ち事業なんですけども、こちら例年は当初予算に計上していたんですが。面積につきましては、合計10.48ヘクタール。場所につきましては、共和と鶉ということになっております。以上です。</p>

議	長	他に質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第1号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第1号令和元年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中ですが、14時30分まで休憩します。（14：18）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（14：30）
議	長	日程第7 議案第2号令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長	長	議案第2号の令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから6ページまでです。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第2号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 議案第3号令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課	長	議案第3号の令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから6ページまでです。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）

議	長	り)
		異議なしと認めます。したがって、議案第3号令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第9 議案第4号令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第4号の令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。5ページから11ページまでです。
議	長	5番、山田議員
山田議員	議員	ページ数でいくと5ページになるんですが、水道施設費国庫補助金になりますが、補正額で大幅な減額1,688万1千円となっておりますが、この減額の理由についてお知らせください。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	全体に今回事業費としまして、今回歳入、歳出減額しまして4,333万2千円については、要は歳出、工事費等で負担金ですね、これが減額になりなしたのでそれに合わせてこれは簡易水道分40パーセント補助の分が歳出おちましたので歳入の補助金も1,688万1千円が減額になっていることをございます。
議	長	7番、上戸議員

上戸議員	8ページになりますけども、町債で水道事業債、補正1, 300万円のマイナスなってますけども、補正前の金額で6, 890万円でありますけども、実際お金借りる時、利息って何パーセント払っていますか。
議長 税務財政課長	税務財政課長 利息につきましては、だいたい最近ちょっと低いんですけども、0.004パーセントですとか、0.001パーセントですとか非常に低金利の起債となっているところでございます。
議長 上戸議員	7番、上戸議員 そしたらこれ、3ページに地方債補正ってありますけども、ここに利率とか載っていますけども、こんなに長く書かなきゃだめなものなのですか。
議長 税務財政課長	税務財政課長 補正前の額ということで年3.0パーセント以内云々かんぬんって書いてあるんですけども、これ一応最高と言いますか、上の利率の設定をみた時の書き方でございまして、もうちょっと実際下げてもいいのかなという気はしているところなんですけども、以後検討させていただきたいと思えます。
議長	他に質疑ありませんか。
議長 山崎議員	2番、山崎議員 10ページの水道建設工事費で簡易水道施設整備事業費が大幅にマイナス補正をしているわけがありますけども、これは何か例えば事業をやらなくてもいいようになったとか、事業費が軽減されたとか、何かそういう理由なんですか。ちょっと具体的に内容説明をお願いします。

<p>議 長 建設水道課長</p>	<p>建設水道課長 今回のこれは負担金ということで北海道の方に納めているお金なんですけども、少しでも有利な事業ということで簡易水道事業とそれから道営の事業ということで、簡易水道であれば国庫補助金が40パーセントで60パーセントが町の持ち出しなんですけども、道営事業の分でいきますと、27.5パーセントしかうちの方で負担しなくても済む。今回の場合、当初予定していたのは簡易水道と道営の方が同じような感じでみていたんですけども、事業精査してですね、当初、中館の管路を940メートル程度の工事だったんですけども、これほぼ道営事業なんですけど、全長1,617メートルやっってしまうと今使っている人が困ると、供用開始できないということで全線やることにして道営事業が増えたものなので、うちの方の持ち出しが少なくなるとその分簡易水道も同じ分だけやんなきゃならないということで。そうすると簡易水道の方が金額大きい方が、がんと下がっちゃったということで今回、北海道の方で全部発注してくれるのでうちの方でこういうことをやりたいって言って向こうの方と調整して、工事発注してこのような形になったので全体的に工事費、負担金ですね。北海道の方に払う金額が下がったものなので全体的に先ほどの補助金だとかそういうものが全部落ちていったということになります。以上です。</p>
<p>議 長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>他に質疑ありませんか。(ありませんの声あり) 質疑を終結します。 討論に入ります。(ありませんの声あり) 討論を終結します。</p>

議	長	議案第4号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第10 議案5号令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課	長	議案第5号の令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。5ページから11ページまでです。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計

議	長	補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第11 議案第6号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
議	長	議案第6号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第6号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第6号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第12 議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長

総務政策課長	議案第7号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長 質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長 質疑を終結します。
議	長 討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長 討論を終結します。
議	長 議案第7号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長 日程第13 議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長 議案の説明を求めます。
議	長 総務政策課長
総務政策課長	議案第8号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長 質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第8号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程14 議案第9号厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
議	総務政策課長	議案第9号厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	7番、上戸議員
議	上戸議員	まず2点ほどありまして、この職員の任用職員の制度実施した場合に年間でどれくらいの給料が上がるのかということが1点と、今説明聞いてすごく長かったんですけども、こういう説明って省略できないのかっていうこと伺いたいと思います。
議	長	総務政策課長
議	総務政策課長	まず今臨時職員がですね、フルタイムで51名、それからパートタイムで34名の合計85名

	<p>おります。もしこのまま来年からこの制度でいきますと概算で、例えば今年から継続して例えば来年、新規の人もいるかも分からないですけども、継続してとなると市町村共済組合だとか退職手当組合の加入がもしなかったとしてそういうのも含めますとですね、全体で6,700万円ほど上がるという計算になります。それから新規制定の場合は、全文朗読ということで今まで聞いておりましたので、読ませていただきました。</p>
<p>議 長 浜 塚 議 員</p>	<p>8番、浜塚議員 総務課長、一息つくためにも、一つですけども、質問させていただきます。8ページの一番下これ、診療検査技師ってあるんですが、臨床検査技師ってのは耳慣れているんですけども、この診療検査技師ってどのような仕事をするものなんでしょうね。すいませんがよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 総 務 政 策 課 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>総務政策課長 これ今、現状で勤務していただいておりますレントゲン放射線技師の方を想定しております。他に質疑ありませんか。（ありませんの声あり） 質疑を終結します。 討論に入ります。（ありませんの声あり） 討論を終結します。 議案第9号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償</p>

議	長	に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中ですが、15時50分まで休憩します。(15:40)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(15:50)
議	長	審議を続行いたします。
議	長	日程15 議案第10号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
議	長	議案第10号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	6番、香川議員
議	員	今はちょっとどうなのか分からないですけども、前まで役場の準職は確か年数あったと思う んですよね、5年とか6年とか。そのへんは今現在どうなっていますか。
議	長	副町長
議	長	年数というのは本来決められないことではあるんですけども、あくまでも臨時職員で、先ほど の言ったような200万円弱の賃金ですのでできる限り正職員にそこに安住しないで他の業務も 含めていてもらった方が本人のためにもなるんじゃないんかということで、ある程度区切りみた いなことで5年程度というようなこともあったわけですけども。現状はそういうルールをきちっ

	<p>と引くってというのは問題あるわけでございまして、それと人不足ということもございますので、いわゆるその職務に適した人間を使っているという状況でございます。で、今度はもう単年度単年度また新たにということは何年、2年たったから、3年たったからっていうルールはありません。</p>
<p>議 長 高 田 議 員</p>	<p>9 番、高田議員 ちょっと気になるんで確認します。19 ページ、12 条のですね、交通安全条例の一部改正のところで交通安全指導員の委嘱から委託になりましたよね。この委託と委嘱の差というのはどう いうふうにあるんでしょうか。</p>
<p>議 長 総 務 係 長</p>	<p>総務係長 この第12条の交通安全指導員の委嘱と委託ということなんですけれども、今まで委嘱ということだったんですけれども、今度委託ということで具体的に業務内容というのは変わらないです。言葉のところっていうところなんですけれども、委嘱であれば町長が委嘱をして、非常勤の公務員として任用するということなんですけれども、委託ということは個人にお願いするというようなニュアンスになるんですね。実際やってもらう業務については変わらないんですけれども。と いうところです。</p>
<p>議 長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>他に質疑ありませんか。(ありませんの声あり) 質疑を終結します。 討論に入ります。(ありませんの声あり) 討論を終結します。</p>

議	長	議案第10号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第10号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程16 議案第11号町有施設の使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
議	長	議案第11号町有施設の使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第11号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第11号町有施設の使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中ですが、本日はこれをもって散会いたします。

議

長

明日は午前10時から開会します。 本日は御苦労さまでございました。(16:38)